

第2次四街道市地域福祉計画

平成 28 年3月

四街道市

あいさつ



市では、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とする「四街道市地域福祉計画」を策定し、「自助」・「共助」・「公助」それぞれの視点から、また、関連する諸計画と整合性や連携を図りながら、「みんなで助け合い、安心して、いきいき暮らせるまち四街道」を基本理念とし、地域福祉を推進してまいりました。

しかし、計画策定から 5 年が経過した現在、本市においても、急速な高齢化の進展、少子化の進行、一人暮らし高齢者の増加等により、地域コミュニティに係る課題は複雑・多様化しています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、「地域の助け合い、支え合い」という「地域のつながり」の重要性が改めて認識されたところでもあります。

このような状況を踏まえ、本市はこれまで推進してきた「四街道市地域福祉計画」の施策を継承、発展させながら、更なる地域福祉の推進を図るため、「支え合う」という視点を加えた「第 2 次四街道市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、災害時における要支援者の個別支援、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者の自立支援等について計画に取り入れるとともに、四街道市社会福祉協議会が本計画と同時期に策定する「四街道市社会福祉協議会第 5 次地域福祉活動計画」と連携を図り、より地域に密着した支援を行えるよう配慮しております。

本計画の推進に当たっては、市民の皆様や地域の団体・関係者の皆様のご協力が不可欠であることから、本計画の基本理念である「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」の実現に向け、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提案いただきました四街道市保健福祉審議会の皆様、地域活動団体の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

四街道市長 佐渡 斉

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画の期間.....	5
第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	6
1. 統計データからみる四街道市の現状.....	6
2. アンケート調査等からみる地域福祉の現状.....	10
3. 第1次地域福祉計画の事業評価.....	21
4. 計画策定に向けた現状のまとめと課題.....	27
第3章 目指すべき地域福祉の姿.....	33
1. 基本理念.....	33
2. 基本方針.....	33
3. 計画の体系.....	37
4. 新しい取り組み.....	38
第4章 地域づくりの取り組み.....	42
【基本目標1】身近な地域での助け合いの関係づくり.....	42
【基本目標2】新たな担い手の育成と活動のネットワーク化.....	48
【基本目標3】安全・安心で快適な生活環境づくり.....	52
【基本目標4】いきいきできる社会参加の機会づくり.....	58
【基本目標5】福祉サービスの充実と質の向上.....	62
【基本目標6】地域福祉関連団体と地域の協働の促進.....	66
第5章 計画の推進体制.....	69
1. 計画の推進体制.....	69
2. 計画の進行管理.....	69
資料編.....	70
1. 計画の策定経過.....	70
2. 策定体制.....	72
3. 用語解説.....	75
(本文中の※のある用語について解説しています)	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

日本の社会は、戦後の復興から高度成長期を経て急速に都市化が進み、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等、社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、高齢者の孤独死、虐待、引きこもり、DV等が大きな社会問題となりました。

このような社会情勢の変化に対応し、福祉の理念である地域での助け合い・支え合いを実現するため、平成15年に施行された改正社会福祉法*第107条に「市町村地域福祉計画」の策定が位置付けられ、以下に掲げる事項を計画に定めるものとなりました。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市においては、この法の定めに基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする四街道市地域福祉計画を策定し、「自助」、「共助」、「公助」による地域福祉の取り組みを進めてきました。

本市は、戦前・戦中、軍都として、発展をしてきましたが、昭和40年代から昭和50年代の前半にかけて、首都圏のベッドタウンとして急激に人口が増加しました。

しかし、その時代に市民となった多くの方が、現在、65歳以上の高齢者となり、その割合は、増加の一途をたどっていて、平成37（2025）年度には、高齢化率は30%に達することが予想されます。

それに対して、0歳から14歳までの児童の割合は、平成25年度では13.5%ですが、平成35（2023）年度には、12.2%にまで低下する予想となっています。

この様に、今後も加速する少子高齢化の進展に対して、行政と市民が、それぞれの役割を果たしながら、様々な生活課題を地域全体で解決し、一人ひとりが、いつまでも住み慣れた地域の中で、安心して生活し続けていくことができるように、さらなる地域福祉の基盤づくりが重要となります。そのためには、地域社会の中で、ともに助け合い・支え合っていくという考え方が必要です。

このことから、ともに助け合い・支え合う地域社会の実現を推進するための施策や事業を定めた「第2次四街道市地域福祉計画」を策定したものです。

■国・千葉県の主な動き

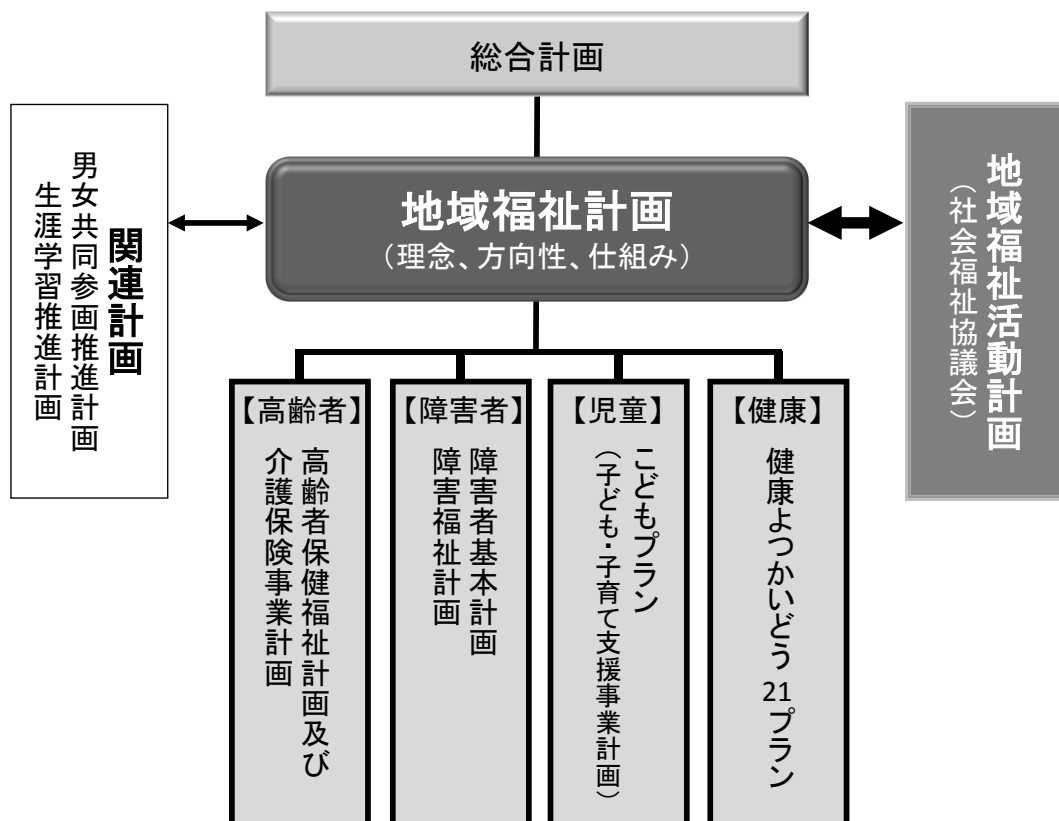
	国・県の動き
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」 ・障害者自立支援法等の改正法の公布 ・第二次千葉県地域福祉支援計画策定
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 11 日、東日本大震災発生 ・障害者虐待防止法制定
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会生活困窮者[*]の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本 21（第 2 次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・災害対策基本法一部改正 ・第二次千葉県地域福祉支援計画一部改正
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法施行 ・子ども・子育て関連 3 法(支援新制度)施行 ・第三次千葉県地域福祉支援計画策定

2. 計画の位置付け

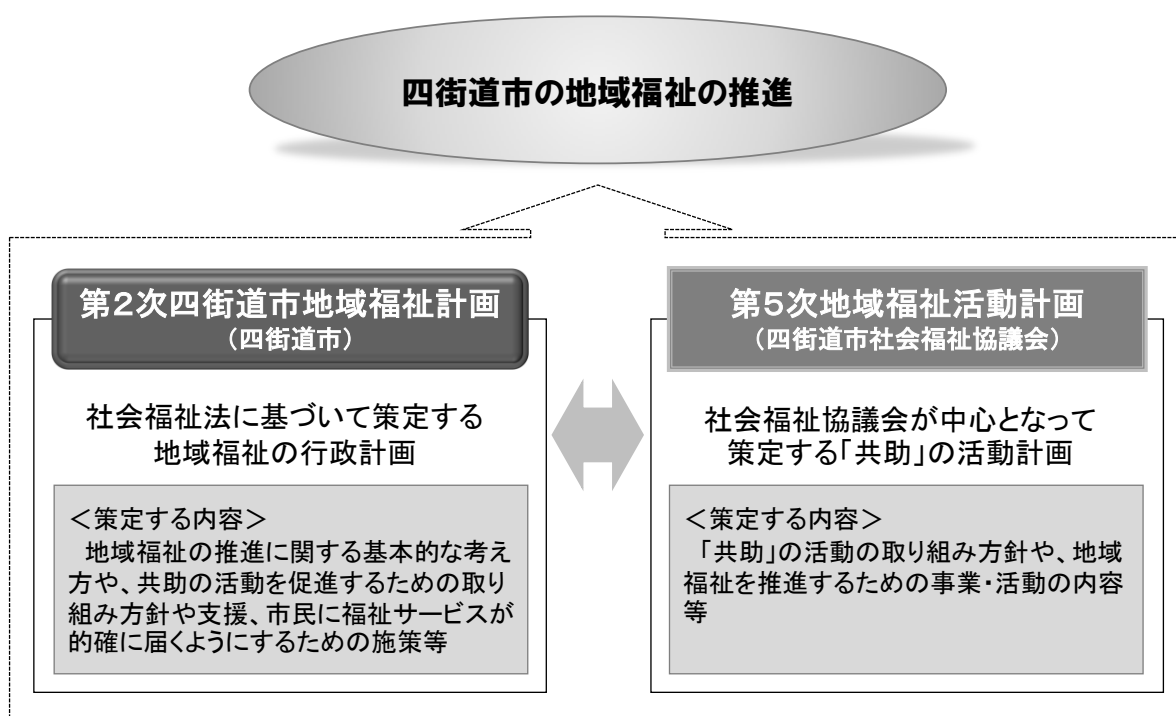
本計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

本計画においては、市政運営の基本方針である「四街道市総合計画」を基盤としながら、特に市民主体の具体的な取り組みを定めた、「地域福祉活動計画」と相互に連携を図るとともに、福祉に関連する高齢者、障害のある人、児童、健康増進等の各個別計画との整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を図ることを目的としています。

【本計画の位置付け】



【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5か年を計画期間とします。

国や千葉県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

	平成 28年	29年	30年	31年	32年
総合計画 基本構想(10年)	基本構想(H26~H35)				
基本計画(各5年)	前期基本計画(H26~H30)			後期基本計画(H31~H35)	
地域福祉計画	第2次計画				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第5次活動計画				
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第6期(H27~H29)				
障害者基本計画	第4次(H28~H37)				
障害福祉計画	第4期(H27~H29)				
こどもプラン (子ども・子育て支援事業計画)	(H27~H31)				
健康よつかいどう 21プラン	(H20~H29)				
男女共同参画推進計画	第3次(H26~H33)				
生涯学習推進計画	(H21~H30)				

第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く現状と課題

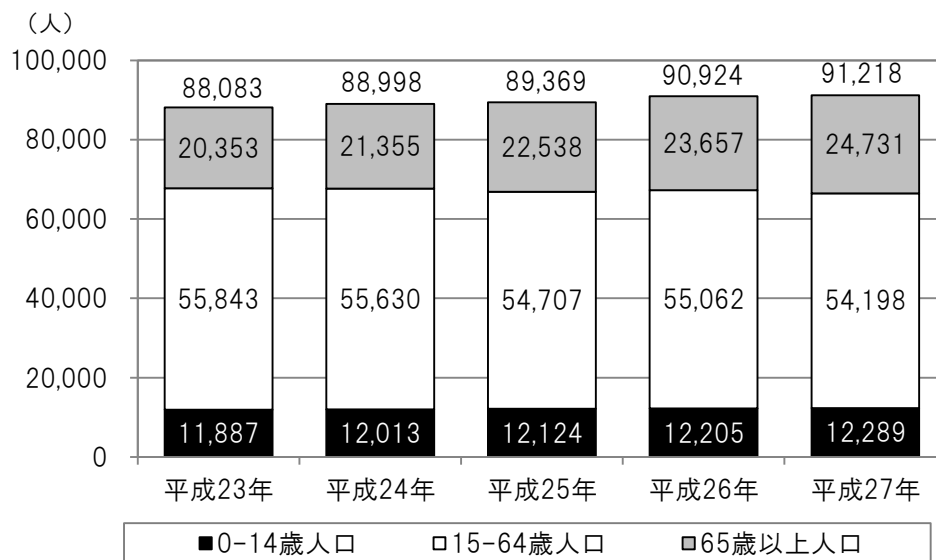
1. 統計データからみる四街道市の現状

(1) 人口の動向

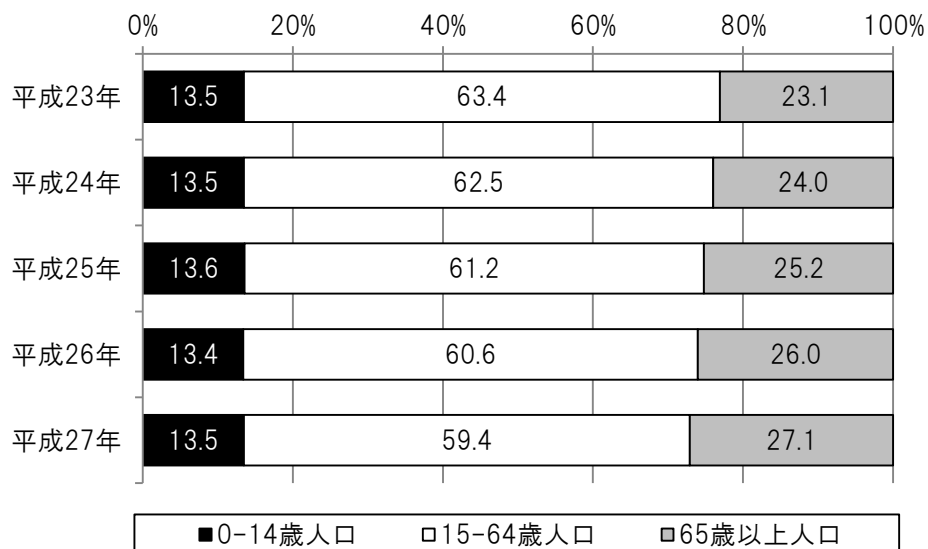
① 総人口と年齢階層別人口の推移

本市における総人口をみると、平成23年から平成27年にかけて増加傾向となっており、5年間で3,135人増加しています。年齢階層別人口をみると、特に65歳以上の人口（高齢者人口）の増加が著しく、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は5年間で4.0ポイント増加しており、本市において急速な高齢化が進行していることがわかります。

【総人口と年齢階層別人口】



【年齢階層別人口構成比】

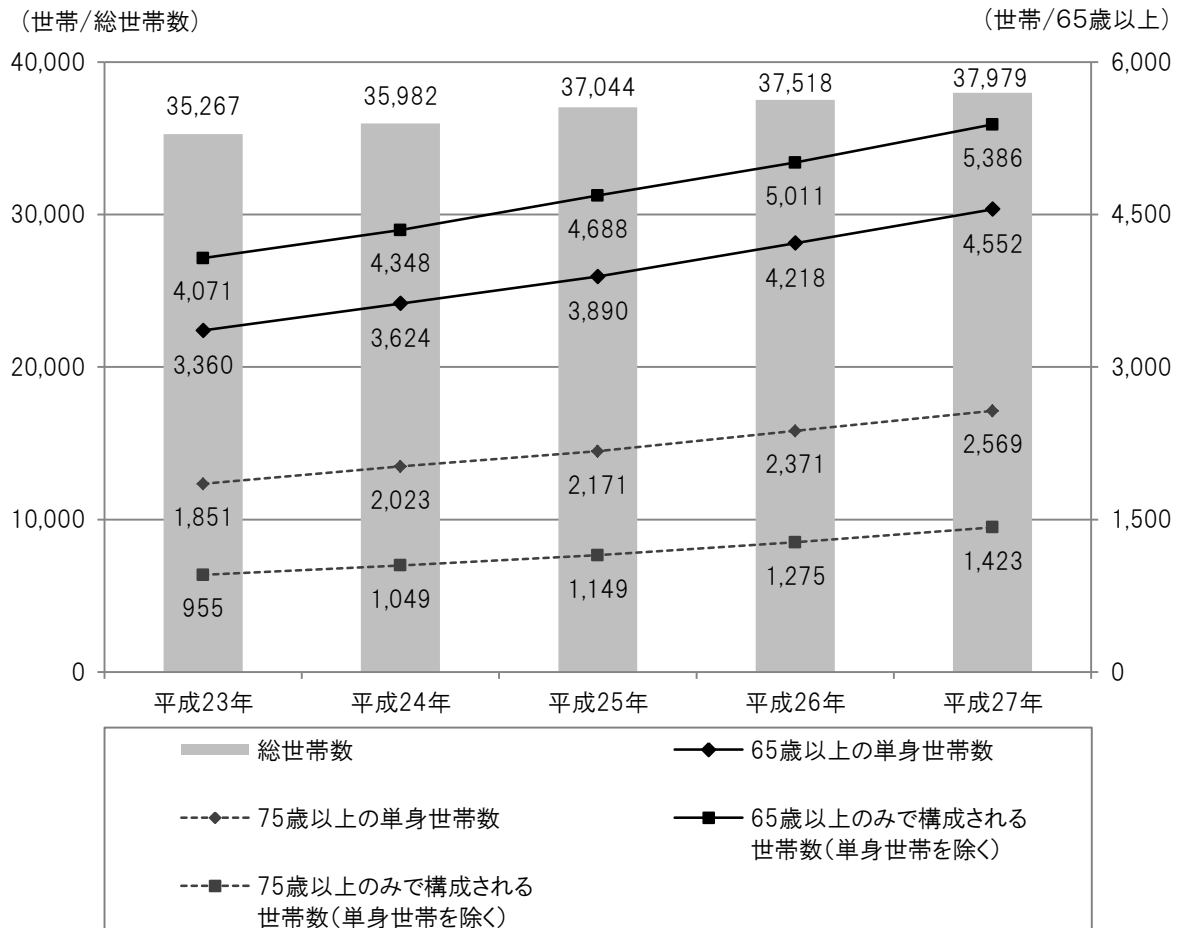


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②総世帯数と高齢者（65歳以上）世帯の推移

本市の総世帯数は、平成27年では37,979世帯で、そのうち65歳以上の高齢者のみで構成される世帯数は9,938世帯（総世帯の26.2%）となっており、いずれも5年間で増加しています。

また高齢者の単身世帯数は、平成27年では4,552世帯で、高齢者世帯の45.8%を占めています。

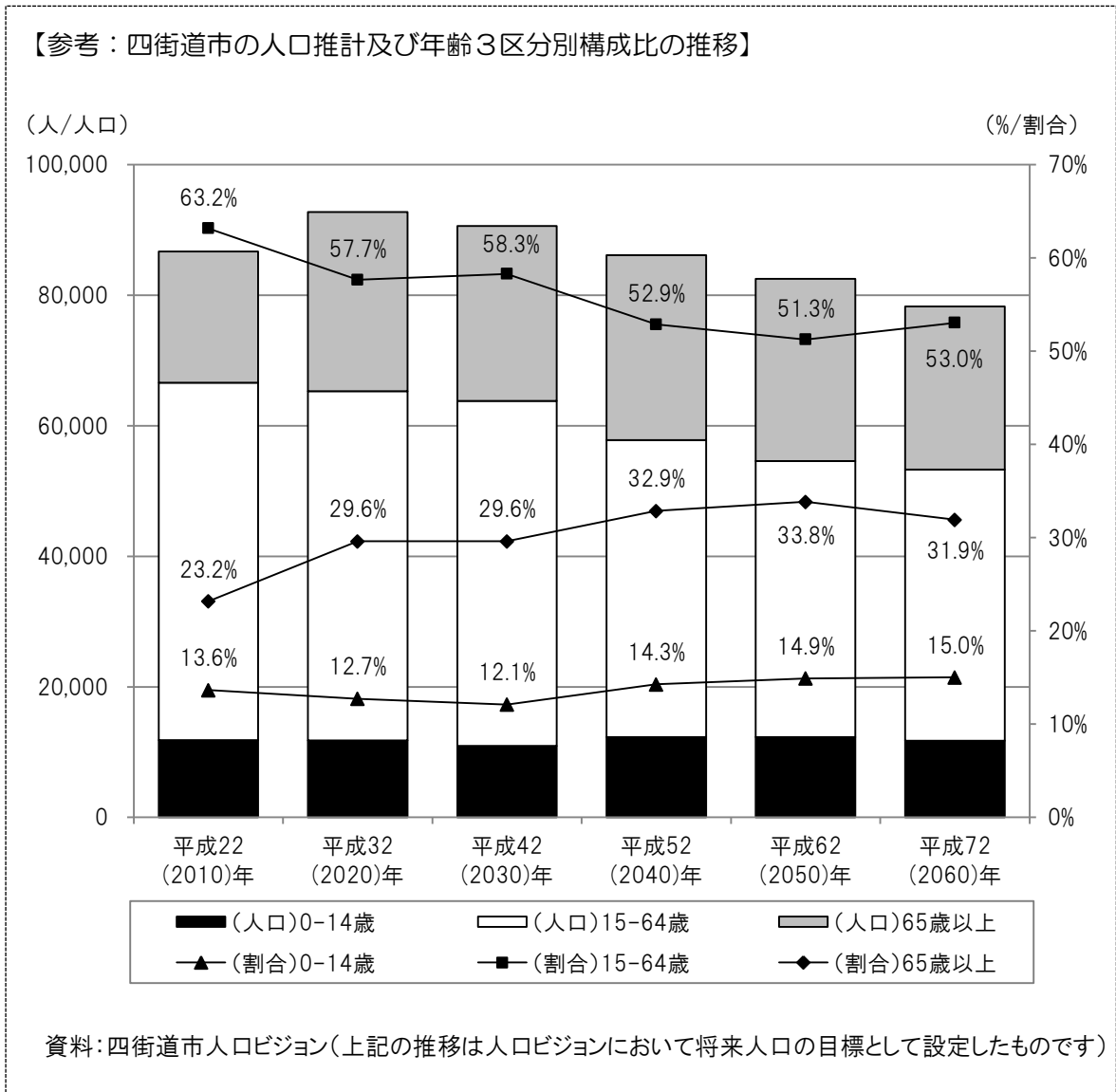


資料：福祉政策課(各年4月1日)

③今後の高齢化率の推計

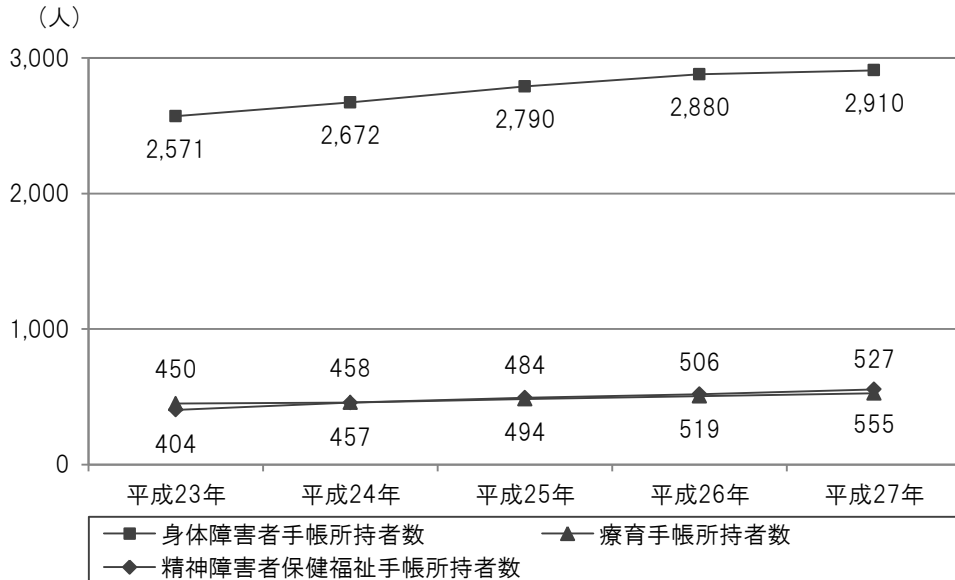
今後も高齢者の割合は増加を続け、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には高齢化率は約30%に達し、後期高齢者の割合も19%になることが予想され、四街道市は今までに経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。

出典：四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第6期計画



④障害者手帳所持者数の推移

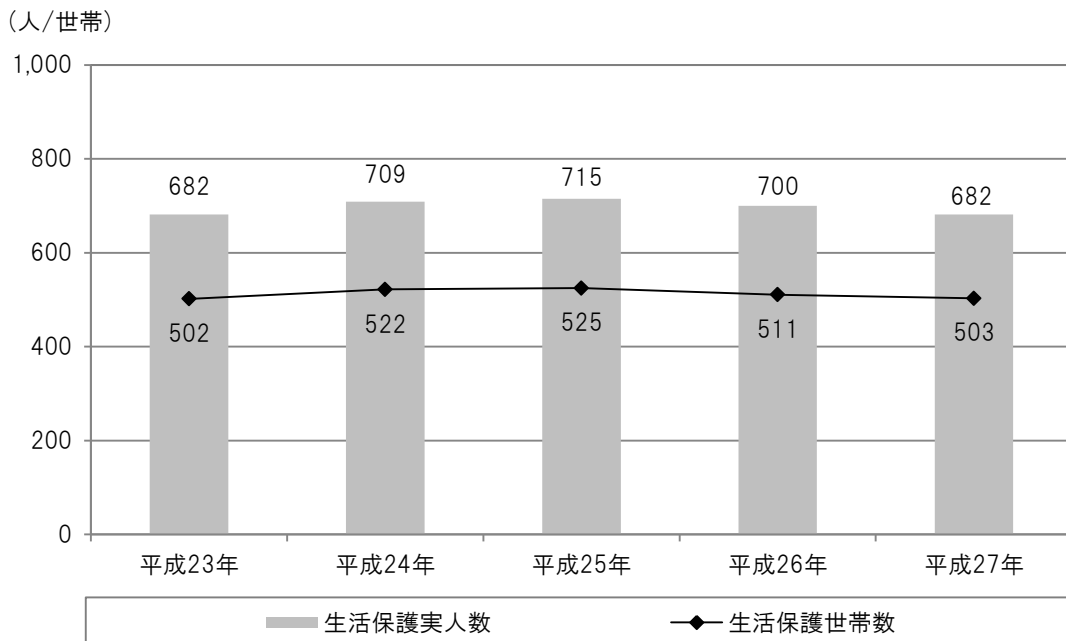
障害者手帳種類別の所持者数をみると、平成 27 年では、身体障害者手帳所持者が 2,910 人、療育手帳所持者が 527 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 555 人となっており、平成 23 年から平成 27 年にかけていずれも増加しています。



資料:障害者支援課(各年 3 月 31 日)

⑤生活保護の状況

生活保護の状況をみると、平成 27 年では、生活保護受給者は 682 人、生活保護受給世帯は 503 世帯となっており、いずれも平成 23 年とほぼ同じ水準となっています。



資料:生活支援課(各年4月 1 日)

2. アンケート調査等からみる地域福祉の現状

(1) 調査等の概要

本計画を策定するにあたり、下記の3つの調査等を実施しました。

①市民福祉意識アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">●調査地域:四街道市全域●調査対象者:18歳以上の市内在住者 (2,000名を無作為抽出)●調査期間:平成27年6月8日～6月23日●調査方法:郵送による発送・回収●回収数:1,100(回収率55.0%)
②地域福祉関連団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">●調査対象者: 四街道市内で活動する地域福祉関連団体 (30団体)●調査期間:平成27年6月9日～6月24日●調査方法:郵送による発送・回収●回収数:27(回収率90.0%)
③地域福祉関連団体意見交換会	<ul style="list-style-type: none">●対象者: 四街道市内で活動する地域福祉関連団体 (14団体)●開催場所:保健センター3階第2会議室●開催日時・参加人数: 7月6日(月)14:00～16:00/11名 7月7日(火)14:00～16:00/8名

(2) 団体アンケートにおける調査対象一覧

No.	団体名
1	千代田中学校地区社会福祉協議会
2	四街道北中学校地区社会福祉協議会
3	四街道西中学校A地区社会福祉協議会
4	四街道西中学校B地区社会福祉協議会
5	四街道中学校地区社会福祉協議会
6	旭中学校地区社会福祉協議会
7	福祉協力員
8	四街道市ボランティア連絡協議会
9	特別養護老人ホームあすみの丘
10	四街道市身体障害者福祉会
11	四街道市婦人会
12	四街道市PTA連絡協議会
13	四街道市社会福祉協議会
14	四街道市更生保護女性会
15	四街道市保護司会
16	四街道市シニアクラブ連合会
17	四街道市赤十字奉仕団
18	四街道市保健推進員
19	民生委員・児童委員協議会（千代田中学校地区）
20	民生委員・児童委員協議会（四街道北中学校地区）
21	民生委員・児童委員協議会（四街道西中学校A地区）
22	民生委員・児童委員協議会（四街道西中学校B地区）
23	民生委員・児童委員協議会（四街道中学校地区）
24	民生委員・児童委員協議会（旭中学校地区）
25	NPO 法人四街道こどもネットワーク
26	四街道プレーパークどんぐりの森
27	わろうべの里づくりの会
28	四街道市ともに築く未来の会
29	認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう
30	NPO 法人ネットワーク大地

(3) 意見交換会の出席団体等の一覧

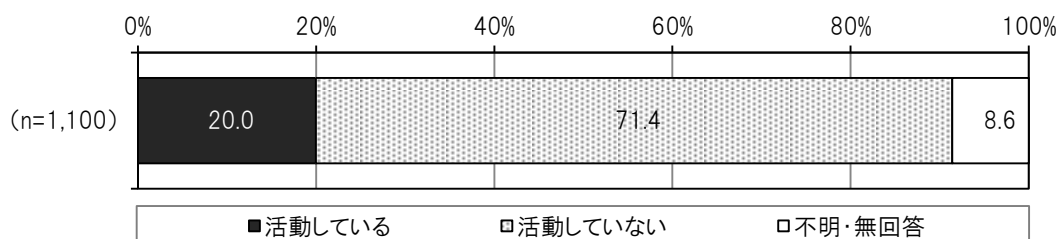
No.	団体名
1	千代田中学校地区社会福祉協議会
2	四街道北中学校地区社会福祉協議会
3	四街道西中学校A地区社会福祉協議会
4	四街道中学校地区社会福祉協議会
5	四街道市社会福祉協議会
6	四街道市保健推進員
7	民生委員・児童委員協議会（千代田中学校地区）
8	民生委員・児童委員協議会（四街道北中学校地区）
9	民生委員・児童委員協議会（四街道西中学校 A 地区）
10	民生委員・児童委員協議会（旭中学校地区）
11	NPO 法人四街道こどもネットワーク
12	四街道プレーパークどんぐりの森
13	NPO 法人ネットワーク大地
14	四街道市みんなで地域づくりセンター

(4) 調査結果のポイント

【身近な地域での助け合いの関係づくりについて①】

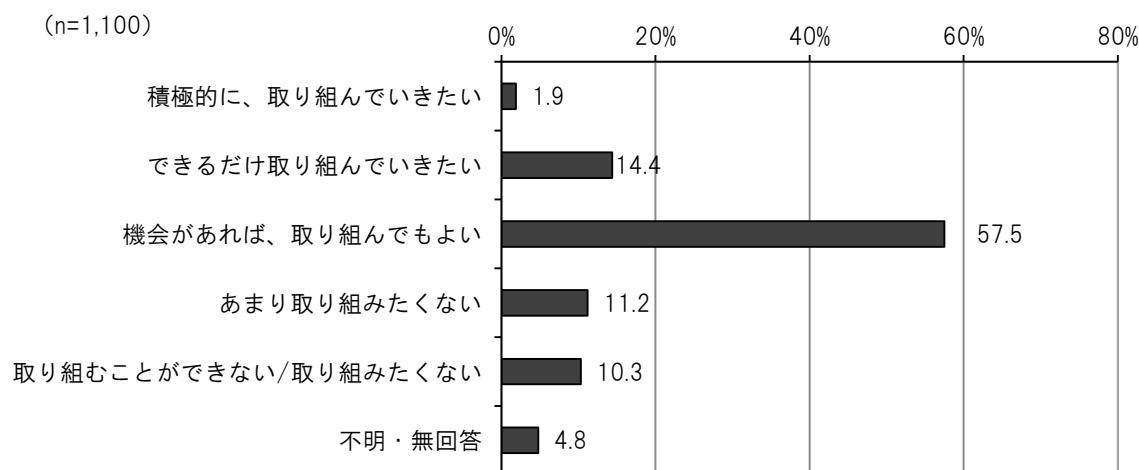
市民の地域活動の参加状況は、約2割にとどまっているものの、多くの人が今後の参加意向を持っているだけに、地域とつながる市民の参加促進が求められています。

- 市民の地域活動の参加状況を見ると、活動している人は約2割にとどまっています。



資料：市民福祉意識アンケート調査

- 今後の地域活動やボランティア活動等の参加意向を見ると、「機会があれば、取り組んでもよい」が57.5%と最も多く、「積極的に取り組んでいきたい」(1.9%)と「できるだけ取り組んでいきたい」(14.4%)を含めると73.8%の多くの人が参加意向を持っています。



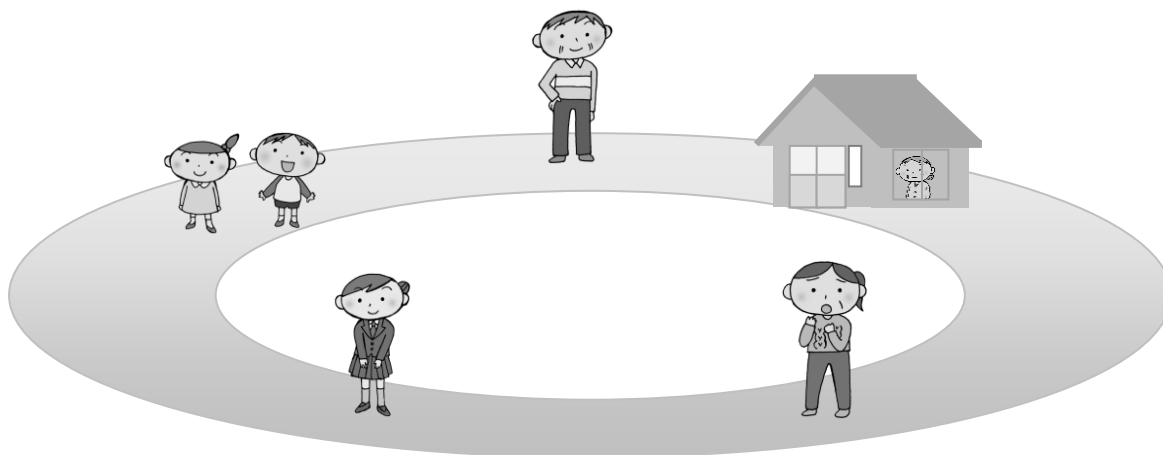
資料：市民福祉意識アンケート調査

- 地域福祉関連団体の関係者からも、地域の活動への参加者が少ないことが挙げられています。

【身近な地域での助け合いの関係づくりについて②】

地域の人が気軽に立ち寄れる、身近な交流拠点（活動の場）が求められています。

- 市民福祉意識アンケートの自由回答において「高齢者、障害のある人、子どもたちが気軽に集える場所、サークルがあれば良い」等、交流拠点を求める声が挙げられています。
- 地域福祉関連団体アンケート調査及び地域福祉関連団体意見交換会において、「活動の場所（拠点）の確保が難しい」「身近に集合できる場所、話し合う場所がない」ことを問題視する声がある一方、地域の活動を活性化するために、「身近な地域に活動拠点を設置する」ことが必要という声があります。また、地域が広く、活動の場所（拠点）までの「不便さ」を挙げる声もあります。

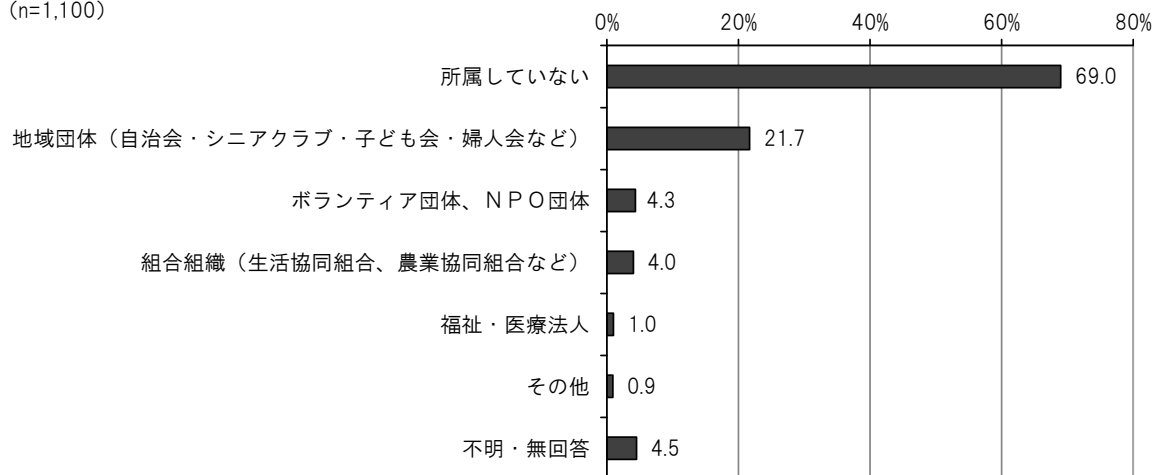


【新たな担い手の育成と活動のネットワーク化について】

地域で活動している人は限られており、地域の活動団体の活性化に向けて「新たな担い手」や「リーダーの育成」が求められています。

- 地域の活動団体に「所属していない」人は約7割となっており、地域で活動している人は限られています。

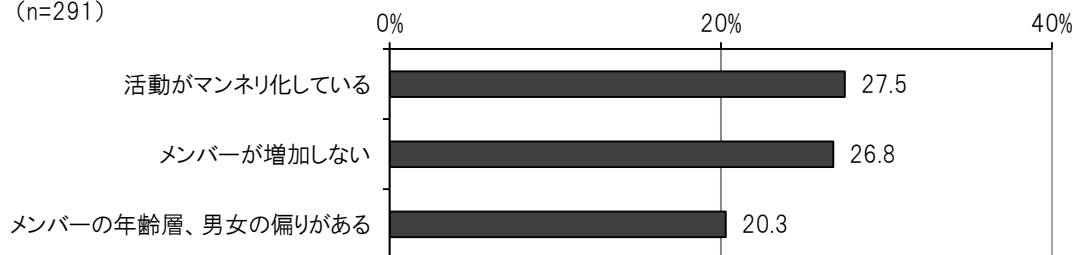
(n=1,100)



資料：市民福祉意識アンケート調査

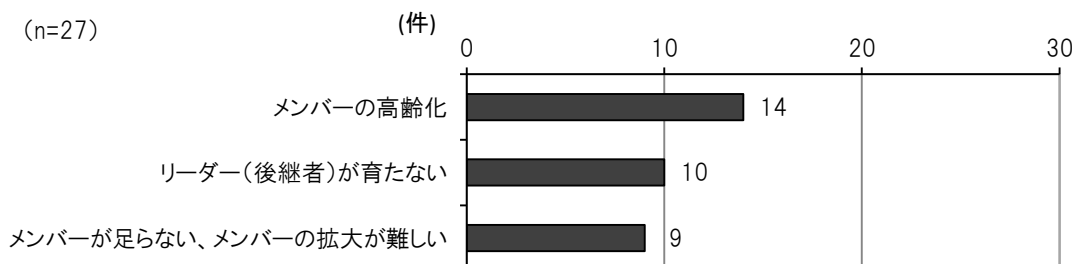
- 所属している団体が活動を行う中で問題点として、「メンバーが増加しない」が上位に挙げられており、団体の声としても「メンバーの高齢化」、「リーダー（後継者）が育たない」、「メンバーが足りない、メンバーの拡大が難しい」等が上位に挙げられています。

(n=291)



資料：市民福祉意識アンケート調査（上位項目のみ）

(n=27)

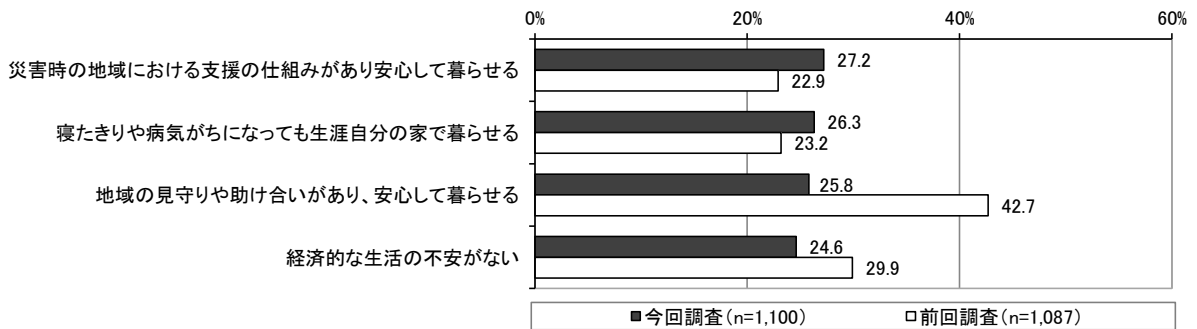


資料：地域福祉関連団体アンケート調査（上位項目のみ）

【安全・安心で快適な生活環境づくりについて】

災害に関する市民意識は高まっており、今後の災害時に備えた支援体制の充実が求められています。

- 四街道市における 10 年後の地域社会像をみると、「災害時の地域における支援の仕組みがあり安心して暮らせる」(27.2%) が最上位に挙げられており、しかも前回調査より多くなっています。

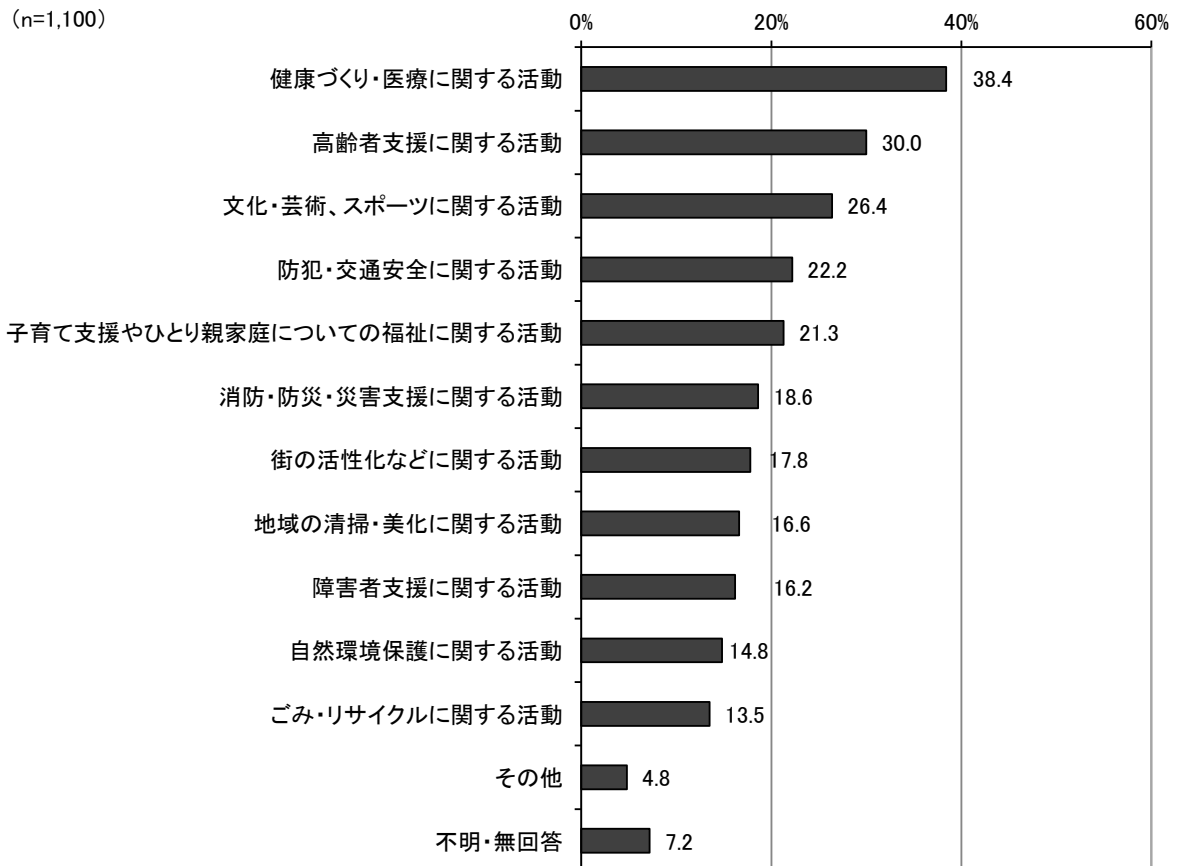


資料：市民福祉意識アンケート調査(上位項目のみ)

【いきいきとできる社会参加の機会づくりについて】

健康、医療、福祉に関する講座等への市民の参加意欲が高く、市民へのさらなる参加促進が求められています。

- 今後学びたい・活動したいと思う内容をみると、前回調査と同様に「健康づくり・医療に関する活動」(38.4%)と「高齢者支援に関する活動」(30.0%)をはじめ、文化・芸術、スポーツ、防犯・交通安全、子育て等の幅広い分野に対し、学習・参加意向を持っています。

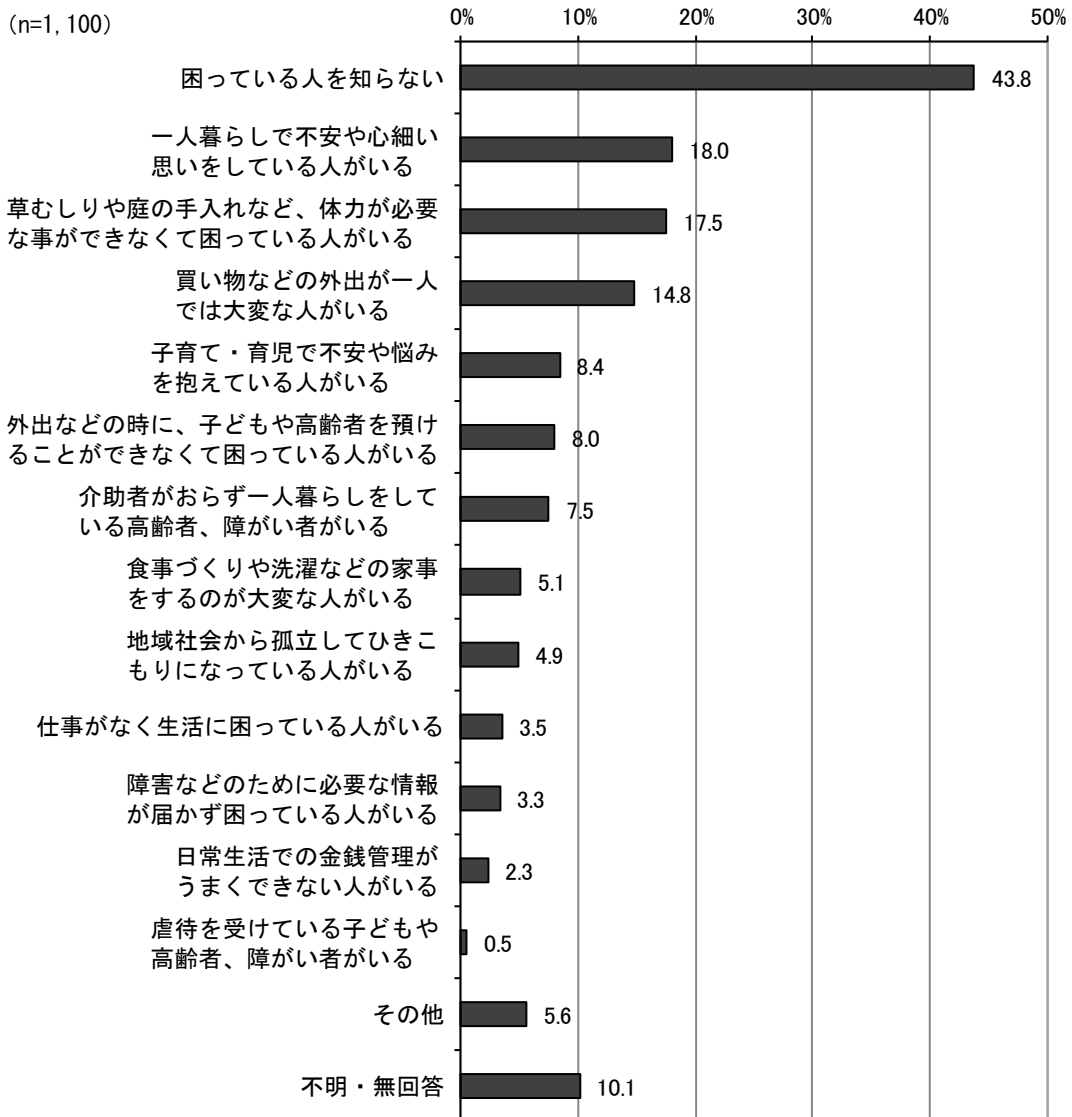


資料：市民福祉意識アンケート調査

【福祉サービスの充実と質の向上について①】

多様化する市民のニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの充実が求められています。

- 地域の日常生活の中で困っている人についての状況を見ると、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている人」をはじめ、「草むしり等体力的に必要なことができない人」、「買い物等外出が一人では大変な人」等様々な困っている人がおり、市民のニーズは多様化・複雑化しているととらえられます。

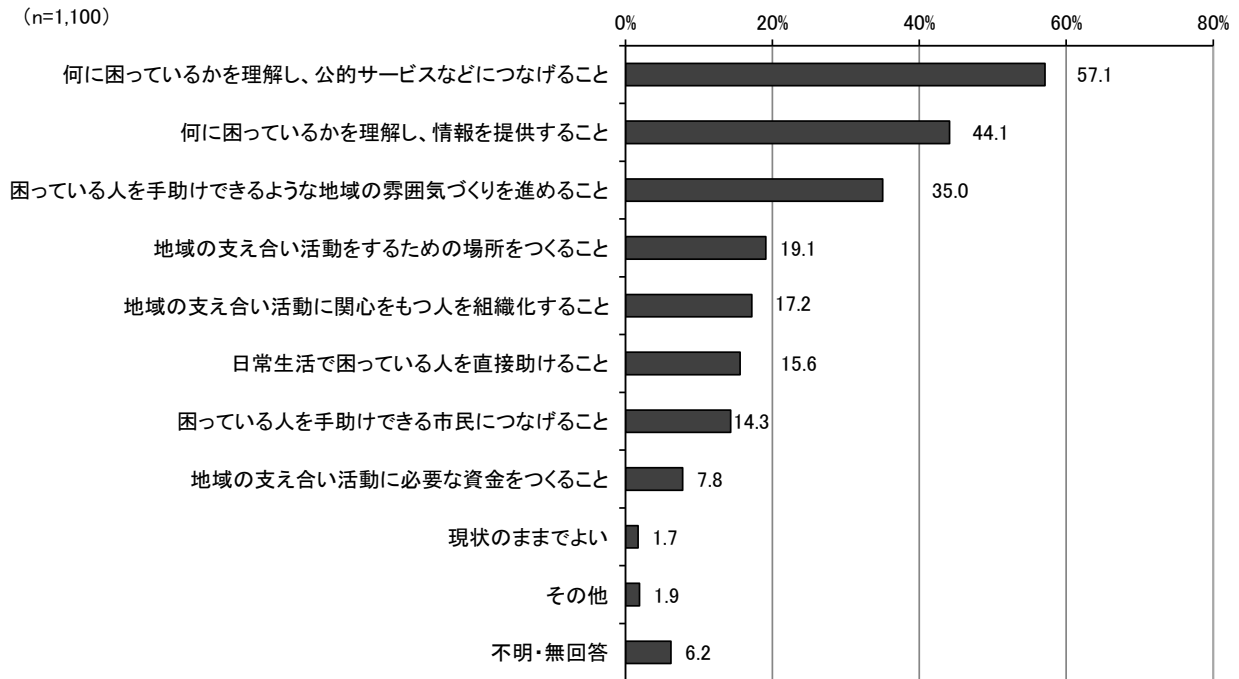


資料：市民福祉意識アンケート調査

【福祉サービスの充実と質の向上について②】

地域の連携を進め、困っている人の把握から情報提供や相談窓口、公的サービスにつなげる等困っている人を支援する仕組みづくりが求められています。

- 困っている人がいた場合に必要なことをみると、「何に困っているかを理解し、公的サービス等につなげること」(57.1%)や「情報を提供すること」(44.1%)が上位に挙げられており、困っている人を支援する仕組みづくりの充実が求められています。



資料：市民福祉意識アンケート調査

【地域福祉関連団体と地域の協働の促進について①】

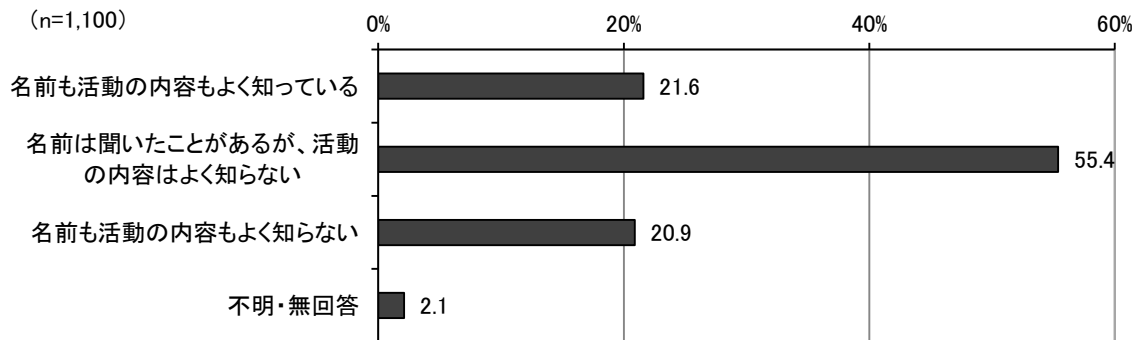
地域福祉に関する情報や課題の共有等、地域福祉関連団体とのよりきめ細かな連携強化が求められます。

- 地域福祉関連団体から、各団体、市、社会福祉協議会等がそれぞれ持っている地域の課題を共有し、三者が役割を分担しながら市内全域のニーズに対応できるような連携体制を構築していくことを希望する声が挙げられています。
- 各地域福祉活動団体が各センター（ボランティアセンター※やみんなで地域づくりセンター※）ごとの縦割りとなっており、情報共有がなされていないという声もあります。

【地域福祉関連団体と地域の協働の促進について②】

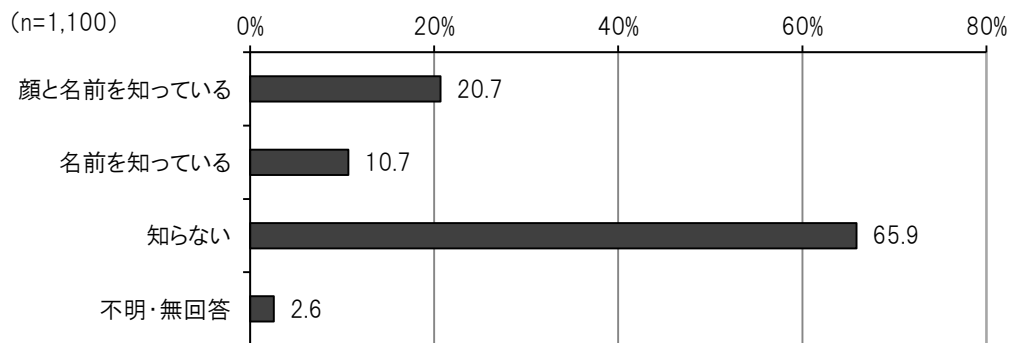
民生委員・児童委員※、地区社会福祉協議会等の地域福祉関連団体の認知度の向上とともに、それぞれの活動が市民にみえやすいような情報発信の強化が求められています。

- 社会福祉協議会を「名前も活動の内容もよく知っている」人は、前回調査より増加しているものの、約2割にとどまっており、依然として多くの人々が名前以外はよく知らない状況です。



資料：市民福祉意識アンケート調査

- 地区の担当民生委員・児童委員を「顔と名前を知っている」人も、前回調査より増加しているものの、約2割にとどまっており、依然として多くの人々が、よく知らない状況です。



資料：市民福祉意識アンケート調査

- 地域福祉関連団体から、各団体が活動しやすいように、市が各団体の情報を発信する等の支援を求める声が挙げられています。

3. 第1次地域福祉計画の事業評価

本市では、「第1次地域福祉計画」に掲載されている「公助」の項目に該当する個別事業の実施状況について庁内調査による事業評価を行い、以下のような結果となりました。

※下記の事業評価の事業数は、取り組みに関係する課ごとに行っているため、「延べ事業数」となります。

(1) 基本目標1「身近な地域での助け合いの関係づくり」の事業評価

全該当事務事業数 30 のうち、「十分に取り組むことができた」と「概ね取り組むことができた」とする評価を合わせた事業数は 29 事業でした。

この 29 事業の中では、市民活動や子育て支援に関する情報の充実が必要とされているとともに、「みんなで地域づくりセンターのコーディネート活動や地域づくり情報の提供」について行政内部における課題の共有、課題解決に向けた場づくり等や、より充実したコーディネートが求められています。

一方で、「1-1 地域で顔見知りの基礎づくり」の「シニアクラブ※等の高齢者の団体や盲学校、特別支援学校と連携した保育所での交流活動」については、「あまり取り組むことができなかった」とする評価になっており、入所児童の安全や、個人情報を守りながら、様々な世代の市民交流が必要とされています。

＜実施評価＞ ◎ 十分にに取り組むことができた ○ 概ね取り組むことができた
 △ あまり取り組むことができなかった × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数 (延べ)			
		◎	○	△	×
1-1 地域で顔見知りの基礎づくり	9	3	5	1	0
1-2 気軽に立ち寄れる場所の確保	12	6	6	0	0
1-3 地域課題解決活動への啓発	9	1	8	0	0
合計	30	10	19	1	0

(2) 基本目標2「新たな担い手の育成と活動のネットワーク化」の事業評価

全該当事務事業数 15 のうち、「十分に取り組むことができた」と「概ね取り組むことができた」とする評価を合わせた事業数は 14 事業でした。

この 14 事業の中では、市民活動団体の情報発信の充実が必要とされているとともに、「みんなで地域づくりセンターにおける地域活動の情報提供」について、地域活動情報の正確性、迅速性を保つため、みんなで地域づくりセンターの体制等の整備が求められています。

一方で、「2-2 地域福祉活動のネットワーク化」の「子育てネットワークの充実を図り、関係機関との連携・強化」については、「あまり取り組むことができなかった」とする評価になっており、子育てサークル等の情報把握とネットワークの充実が必要とされています。

＜実施評価＞ ◎ 十分にに取り組むことができた ○ 概ね取り組むことができた
 △ あまり取り組むことができなかった × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数 (延べ)			
		◎	○	△	×
2-1 新たな担い手の発掘と育成	8	0	8	0	0
2-2 地域福祉活動のネットワーク化	7	0	6	1	0
合 計	15	0	14	1	0

(3) 基本目標3「安心・安全で快適な生活環境づくり」の事業評価

全該当事務事業数 28 のうち、「十分に取り組むことができた」と「概ね取り組むことができた」とする評価を合わせた事業数は 27 事業でした。

この 27 事業の中では、「災害時要援護者対策の推進」について、災害対策基本法の改正に伴う新たな支援体制の整備が必要とされているとともに、「災害時対応での自主防災組織や区・自治会等との調整」について、支援体制の枠組み等の調整や個別支援台帳や個別支援計画の策定が求められています。また、その他以下のようなものが必要とされています。

- ・「市民の防犯活動の支援」について・・・高齢者を対象とした詐欺被害の防止対策
- ・「公共交通の利便性や快適性の向上」について・・・高齢者等移動が困難な人の増加に対応した公共交通施策の推進
- ・「民生委員・児童委員の活動に対する支援」について・・・今後、地域で見守りを必要とする人に対応した情報提供等の連携の強化が必要
- ・「愛の一声運動^{*}の推進」について・・・より青少年の生活実態に即した補導活動
- ・「こども 110 番の家^{*}のプレート設置協力活動の推進」について・・・プレート設置家庭に対する継続的な協力要請

一方で、「3-2 生活の必要を支える仕組みづくり」の「子育てネットワークの充実」については、(2)の再掲事業で、「あまり取り組むことができなかった」とする評価になっており、子育てサークル等の情報把握とネットワークの充実が必要とされています。

<実施評価> ◎ 十分にに取り組むことができた ○ 概ね取り組むことができた
 △ あまり取り組むことができなかった × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数 (延べ)			
		◎	○	△	×
3-1 防災や防犯の仕組みづくり	10	6	4	0	0
3-2 生活の必要を支える仕組みづくり	7	1	5	1	0
3-3 ルールを守る意識づくり	11	2	9	0	0
合計	28	9	18	1	0

(4) 基本目標4「いきいきできる社会参加の機会づくり」の事業評価

全該当事務事業数 22 のうち、「十分に取り組むことができた」と「概ね取り組むことができた」とする評価を合わせた事業数は 21 事業でした。

この 21 事業の中では、「障害のある人の活動・交流促進の場としての地域活動支援センターの設置」について、身体障害者向けの地域活動支援センターの支援とともに、第一福祉作業所、第二福祉作業所の利用者が定員割れになっていくことへの対応が必要とされています。また、「市役所内の手話通訳者の設置」について、手話通訳者の安定した確保や、さらには、「生涯学習まちづくり出前講座^{*}」について、情報提供方法や講座内容の充実が求められています。

一方、「4-2 市民の学習機会の充実」のうち「生涯学習推進員の配置」については、「ほとんど取り組むことができなかった」とする評価になっており、生涯学習の相談や団体間の連絡調整を行う体制づくりが必要とされています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた ○ 概ね取り組むことができた
 △ あまり取り組むことができなかった × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数 (延べ)			
		◎	○	△	×
4-1 社会参加機会の整備	12	1	11	0	0
4-2 市民の学習機会の充実	10	1	8	0	1
合計	22	2	19	0	1

(5) 基本目標5「福祉サービスの充実と質の向上」の事業評価

全該当事務事業数 30 のうち、「十分に取り組むことができた」と「概ね取り組むことができた」とする評価を合わせた事業数は 29 事業でした。

この 29 事業の中では、「健康診査や相談で発育・育成上の心配のある児童と保護者に対する相談・支援体制」について、早期療育のニーズに応えられる理学・作業・言語・音楽療法を行う専門スタッフの確保が必要とされています。また、その他以下のようなものが求められています。

- ・「地域包括支援センター[※]の相談機能の充実とランチの運営」について・・・地域包括ケアシステムを推進する上でのセンターのさらなる機能強化
- ・「障害者相談支援事業所[※]における総合相談」について・・・市民に対する障害者相談支援事業所の認知・理解促進

一方で、「5-2 サービスの質の向上」の「事業者の資質向上のための研修会実施」については、「あまり取り組むことができなかった」とする評価になっており、特に障害者自立支援協議会において、研修会等も主催できるように、本協議会の事業所部会の育成が必要とされています。

＜実施評価＞ ◎ 十分にに取り組むことができた ○ 概ね取り組むことができた
 △ あまり取り組むことができなかった × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数 (延べ)			
		◎	○	△	×
5-1 情報提供・相談体制の充実	15	7	8	0	0
5-2 サービスの質の向上	15	4	10	1	0
合計	30	11	18	1	0

(6) 基本目標6「地域福祉関連機関と地域の協働の促進」の事業評価

全該当事務事業数 13 のうち、「十分に取り組むことができた」と「概ね取り組むことができた」とする評価を合わせた事業数は 13 事業で、「あまり取り組むことができなかった」と「ほとんど取り組むことができなかった」とする評価の事業はありませんでした。

この 13 事業の中では、「市政だよりや施策ガイドブック等による情報提供」について、地域福祉関連団体の認知向上とともに、子育て支援の情報提供の充実が必要とされています。また、その他以下のようなものが求められています。

- ・「地域包括ケア体制の構築」について・・・地域包括ケアシステムを推進する上での多職種連携、多様なサービスの連携
- ・「地域の関係機関等による相談支援ネットワークの構築」について・・・障害者自立支援協議会の活動支援
- ・「地域コーディネーター※の支援体制づくり」について・・・地域コーディネーターと学校支援コーディネーターの連携協力体制の確立

＜実施評価＞ ◎ 十分にに取り組むことができた ○ 概ね取り組むことができた
 △ あまり取り組むことができなかった × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務 事業数 (延べ)	実施評価別事業数 (延べ)			
		◎	○	△	×
6-1 認知度の向上と連携の促進	13	3	10	0	0
合 計	13	3	10	0	0

4. 計画策定に向けた現状のまとめと課題

(1) 基本目標1「身近な地域での助け合いの関係づくり」について

■アンケート調査等から
<ul style="list-style-type: none">・地域とつながる市民の参加促進が必要。・地域の人が気軽に立ち寄れる交流拠点（活動の場）の充実が必要。
■現行計画の事業評価から
<ul style="list-style-type: none">・市民活動や子育て支援に関する情報の充実が必要。・「みんなで地域づくりセンターのコーディネート活動や地域づくり情報の提供」について、行政内部における課題の共有、課題解決に向けた場づくり等や、より充実したコーディネートが必要。・「シニアクラブ等の高齢者の団体や盲学校、特別支援学校と連携した保育所での交流活動」について、入所児童の安全や、個人情報を守りながら、様々な世代の市民交流が必要。



課題のまとめ
<ul style="list-style-type: none">●情報提供の充実による市民の地域活動等の参加促進や交流拠点（活動の場）の充実等による、身近な地域での関係づくりが求められています。

(2) 基本目標2「新たな担い手の育成と活動のネットワーク化」について

■アンケート調査等から

- 地域の活動団体の活性化に向けて「新たな担い手」や「リーダーの育成」が必要。

■現行計画の事業評価から

- 市民活動団体について、情報発信の充実が必要。
- 「みんなで地域づくりセンターにおける地域活動の情報提供」について、地域活動情報の正確性、迅速性を保つため、みんなで地域づくりセンターの体制等の整備が必要。
- 「子育てネットワークの充実を図り、関係機関との連携・強化」について、子育てサークル等の情報把握とネットワークの充実が必要。



課題のまとめ

- 市民活動団体の情報発信の充実やみんなで地域づくりセンターの体制の整備等による、新たな担い手の育成と活動のネットワークづくりが求められています。

(3) 基本目標3「安心・安全で快適な生活環境づくり」について

■アンケート調査等から

- ・今後の災害時に備えた支援体制の充実が必要。

■現行計画の事業評価から

- ・「災害時要援護者対策の推進」について、災害対策基本法の改正に伴う新たな支援体制の整備が必要。
- ・「災害時対応での自主防災組織や区・自治会等との調整」について、支援体制の枠組み等の調整や個別支援台帳や個別支援計画の策定が必要。
- ・「市民の防犯活動の支援」について、高齢者を対象とした詐欺被害の防止対策が必要。
- ・「公共交通の利便性や快適性の向上」について、高齢者等移動が困難な人の増加に対応した公共交通施策の推進が必要。
- ・「民生委員・児童委員の活動に対する支援」について、今後、地域で見守りを必要とする人に対応した情報提供等の連携が必要。
- ・「愛の一声運動の推進」について、より青少年の生活実態に即した補導活動が必要。
- ・「こども 110 番の家のプレート設置協力活動の推進」について、プレート設置家庭に対する継続的な協力要請が必要。
- ・「子育てネットワークの充実」についての子育てサークル等の情報把握とネットワークの充実が必要。



課題のまとめ

- 災害時における新たな支援体制の整備や防犯活動等による、安全・安心で快適な生活環境づくりが求められています。

(4) 基本目標4「いきいきできる社会参加の機会づくり」について

■アンケート調査等から

- ・健康、医療、福祉に関する講座等への市民の参加促進が必要。

■現行計画の事業評価から

- ・「障害のある人の活動・交流の場としての地域活動支援センターの設置」について、身体障害者向けの地域活動支援センターの支援とともに第一福祉作業所、第二福祉作業所の利用者が定員割れになっていくことへの対応が必要。
- ・「市役所内の手話通訳者の設置」について、手話通訳者の安定した確保が必要。
- ・「生涯学習まちづくり出前講座」について、情報提供や講座内容の見直しが必要。
- ・「生涯学習推進員の配置」について、生涯学習の相談や団体間の連絡調整を行う体制づくりが必要。



課題のまとめ

- 生涯学習講座の情報提供の充実や活動・交流の場づくり等による、市民の社会参加の機会づくりが求められています。

(5) 基本目標5「福祉サービスの充実と質の向上」について

■アンケート調査等から

- ・多様化する市民のニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの充実が必要。
- ・地域の連携を進め、困っている人の把握から情報提供や相談窓口、公的サービスにつなげる等困っている人を支援する仕組みづくりが必要。

■現行計画の事業評価から

- ・「発育・育成上に心配のある児童と保護者に対する相談・支援体制」について、早期療育のニーズに応えられる理学・作業・言語・音楽療法を行う専門スタッフの確保が必要。
- ・「地域包括支援センターの相談機能の充実とランチの運営」について、地域包括ケアシステムを推進する上でのセンターのさらなる機能強化が必要。
- ・「障害者相談支援事業所における総合相談」について、市民に対する障害者相談支援事業所の認知・理解促進が必要。
- ・「事業者の資質向上のための研修会実施」について、研修会等も主催できるように、事業者部会の育成が必要。



課題のまとめ

- 相談・支援体制の充実や事業者の育成・資質向上による、福祉サービスの充実と質の向上が求められています。

(6) 基本目標6「地域福祉関連機関と地域の協働の促進」について

■アンケート調査等から

- 民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会[※]等の地域福祉関連団体の認知度向上とともに、それぞれの活動が市民にみえやすいような情報発信の強化が必要。
- 地域福祉に関する情報や課題の共有等、地域福祉関連団体とのよりきめ細かな連携強化が必要。

■現行計画の事業評価から

- 「市政だよりや施策ガイドブック等による情報提供」について、地域福祉関連団体の認知度向上とともに、子育て支援の情報提供の充実が必要。
- 「民生委員の高齢者等への適切な対応支援」について、地域で見守りを必要とする人に対応した情報提供等の連携が必要。
- 「地域包括ケア体制の構築」について、地域包括ケアシステムを推進する上での多職種の連携、多様なサービスの連携が必要。
- 「地域の関係団体等による相談支援ネットワークの構築」について、市民に対する部会活動の認知度の向上が必要。
- 「地域コーディネーターの支援体制づくり」について、地域コーディネーターと学校支援コーディネーターの連携協力体制の確立が必要。



課題のまとめ

- 地域福祉関連団体の情報提供の充実や連携体制の整備等により、地域福祉関連団体と地域が協働する地域づくりが求められています。

第3章 目指すべき地域福祉の姿

1. 基本理念

本計画は、全ての人々が、身近な地域の中で、助け合い・支え合えるまちづくりを進めていくことを目指します。

第2次計画では、第1次計画の取り組みをさらに充実、発展させるため、その基本理念を継承し、人と人とのつながりを大切にしながら、安心した生活環境の中で、いきいきと暮らせることを重視したまちづくりを進めます。

**みんなで助け合い・支え合い、
安心して、いきいき暮らせるまち 四街道**

2. 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向けて、第1次計画の主旨を引き継いだ3つの基本方針を定め、地域福祉の普及・推進に努めていきます。

基本方針 **1**. 市民主役の地域福祉の推進

基本方針 **2**. 「自助」・「共助」・「公助」の連携

基本方針 **3**. こころの通い合いによる地域づくり

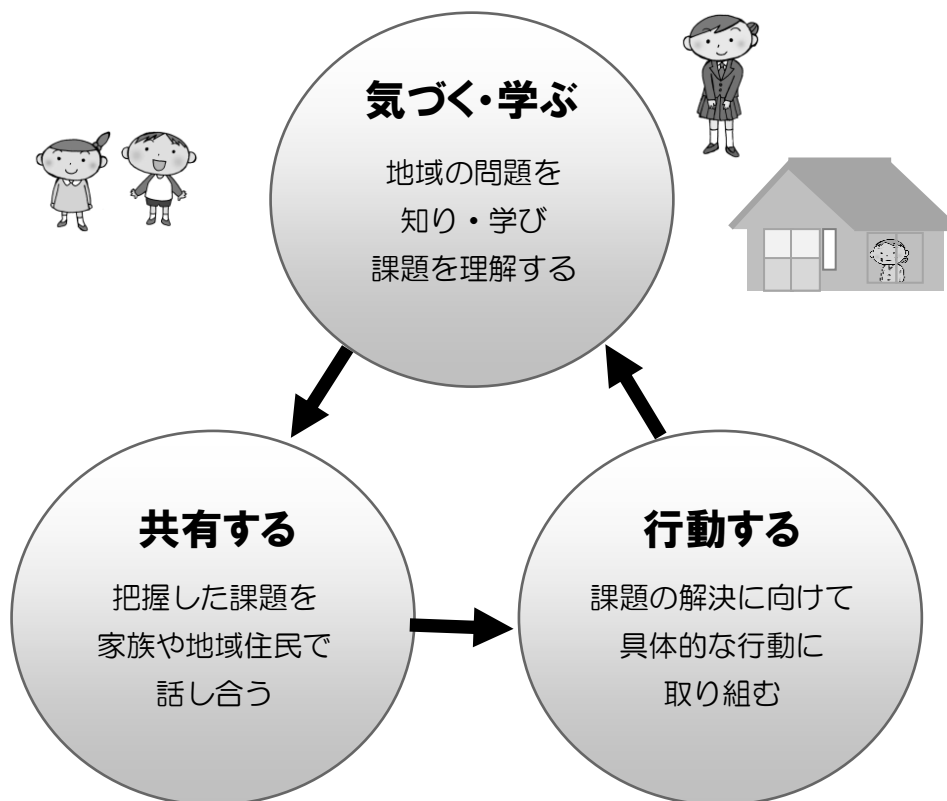
基本方針 1. 市民主役の地域福祉の推進

地域福祉の推進にあたっては、市民が主役であり、市民自らが地域にある福祉課題に「気づき・共有し・解決策を考える」という姿勢を持つことが大切です。

まずは近隣の様子に耳を傾けてみてください。お近くに一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て家族等で、日常の生活に困っている人はいませんか。

地域の問題や生活の課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。市民自らが一人ひとりを支える担い手として地域の課題に取り組み、温かく見守り、支える存在となることを目指します。

市も、市民のみなさんとともに、地域の課題解決に取り組んでいきます。

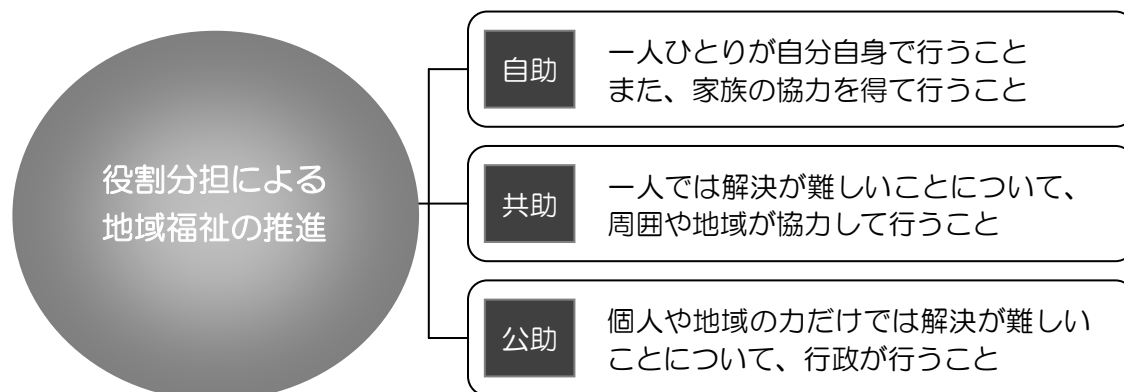


基本方針2. 「自助」・「共助」・「公助」の連携

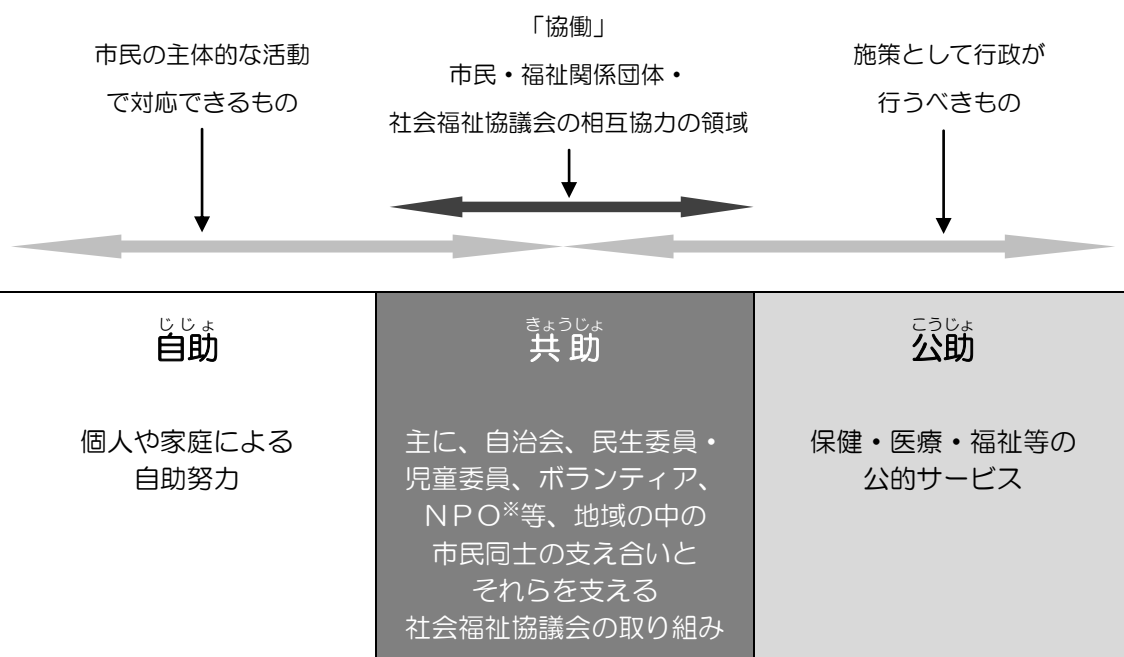
地域福祉の推進は、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要になります。

本計画では、それぞれの立場で努力し実現していく役割について、次の「自助」、「共助」、「公助」の3つに区分し、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれに連携して、支え合いのある地域づくりを進めていきます。

【本計画中の「自助」・「共助」・「公助」の考え方】



【「自助」・「共助」・「公助」の関係図】

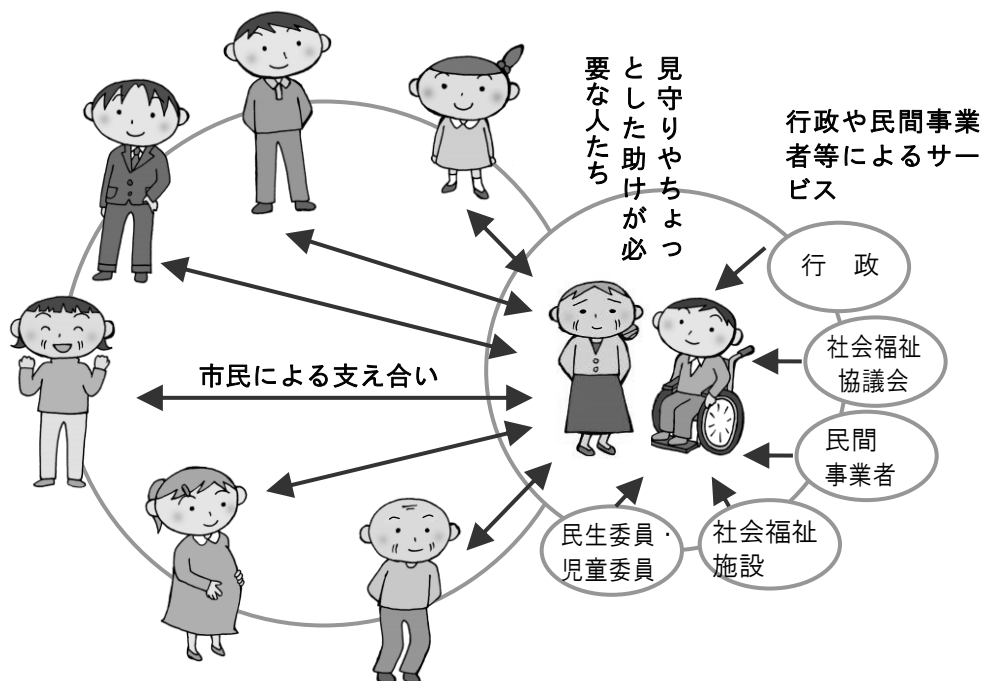


基本方針 3. こころの通い合いによる地域づくり

四街道市の地域福祉は、相手を思いやる気持ちや、こころの通い合いにより地域づくりを進めていきます。

地域で安心して生活していくためには、行政等によるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合っていくことが重要となります。

そのために、全ての地域の人たちが思いやる心を持って社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設等と力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、安心して暮らせる地域の実現を目指します。



3. 計画の体系

【基本理念】
みんなで助け合い・支え合い、
安心して、いきいき暮らせるまち 四街道

基本方針1. 市民主役の地域福祉の推進
基本方針2. 「自助」・「共助」・「公助」の連携
基本方針3. こころの通い合いによる地域づくり



4. 新しい取り組み

本計画では、第2次計画からの新しい取り組みとして、「避難行動要支援者支援体制整備」、「地域包括ケアシステム」、「生活困窮者自立支援」、「地域福祉活動の更なる活性化」を進めていきます。

(1) 「避難行動要支援者支援体制整備」の取り組みについて

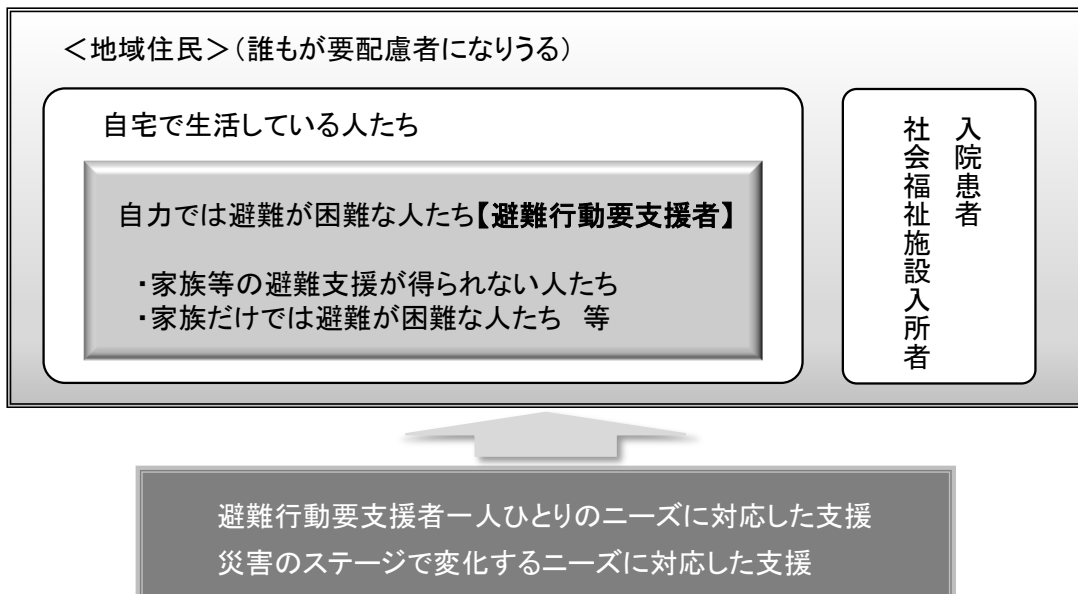
近年、全国各地で大きな災害が発生しており、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、各地に甚大な被害をもたらしました。また、平成25年に災害対策基本法が一部改正され、この改正された法律では、高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等特に配慮が必要な「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する人を「避難行動要支援者」として災害から保護するため、全ての市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられたことから、平成27年2月、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」を策定しました。

災害発生時は、行政による「公助」はもちろんですが、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」こそが、被害を小さくする大きな力になることは、過去の大災害からも明らかです。

また、災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。防災対策の推進にあたっては、総合的な取り組みが重要であり、中でも、避難行動要支援者の避難支援対策の推進は大変重要な課題となっています。

本市においては、一定の基準にあてはまる避難行動要支援者の名簿は既に作成済みで、今後は、区・自治会、民生委員との間の連携をさらに図り、避難行動要支援者の「個別支援計画」の策定等、避難行動要支援者避難支援体制の整備に努めます。

【地域内での避難行動要支援者と支援のイメージ】



(2) 「地域包括ケアシステム」の取り組みについて

平成 26 年6月、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度*の持続可能性の確保の2点を基本的な考え方とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正が行われました。

この介護保険法の改正の中で、「地域包括ケアシステム」の構築に向けては、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実・強化を地域支援事業の充実事項として位置付けています。

本市では平成 24 年度より、「第5期「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」に基づいて、高齢者が地域の中で適切な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりを目指して、各施策の積極的な推進を図ってきました。

平成 27 年3月に策定された「第6期「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）」においても、地域のネットワークづくりや介護予防の拠点である地域包括支援センターを中心として、医療や介護等の関係機関の緊密な連携のもと、地域の人たちの力を十分に活用し、地域包括ケアシステムの一層の強化を図ります。市では今後、「在宅サービス、施設サービスの充実」「生活支援サービスの整備」「医療介護の連携の強化」「認知症施策の推進」「権利擁護*の推進」「生活支援の充実」等の視点に立って、「(1) 地域包括支援センターの機能強化」、「(2) 在宅医療・介護の連携」、「(3) 認知症施策の推進」、「(4) 見守り体制の充実」、「(5) 生活支援サービスの体制整備の推進」の5項目を重要な取り組み施策に位置づけ、高齢者が身近な地域で、安全・安心に生活できるように、地域包括支援センターを中心として、多様なサービスを組み合わせ、切れ目のない支援ができる体制を強化していきます。

参考：【国が示す将来的な地域包括ケアシステムの姿】



(3)「生活困窮者自立支援」の取り組みについて

これまでの日本では、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化、長引く景気の低迷等を背景に、社会的な孤立の広がりや貧困問題が顕在化し、地域において、いくつもの課題を抱えながらも発見されない、制度の狭間で支援の手が届かないといった実態がみられました。

これらの人々の存在が大きな社会問題となる中、国においては平成 25 年 12 月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されることとなりました。この制度は、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を柱に、一人ひとりの状況に応じて、居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供するものです。

この生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の相談に応じ、個人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐとともに、関係機関とのネットワークづくり及び地域に不足する資源開発に取り組む等、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人等が連携して課題を解決する仕組みづくりが求められています。

本市においては、平成 27 年 4 月より、下記の 4 つの事業をスタートさせ、生活困窮者に対する支援に努めていきます。

■自立相談支援事業

支援員が、どのような支援が必要かを相談者とともに考え、支援プランをつくり自立に向けた支援を行います。

■住居確保給付金の支給

離職等により住居を失った人、または失う恐れのある人を対象に、就職活動等を条件に、一定期間、家賃相当額の給付金を支給します。

■就労準備支援事業

すぐに就労が難しい人に、6ヶ月～1年間のプログラムに沿って、一般就労に向けた支援をします。

■家計相談支援事業

相談者の家計の「見える化」を行い、相談者自身で家計管理ができるように支援計画を作成し、必要に応じ専門機関へつなぎます。

(4)「地域福祉活動の更なる活性化」について

近年、生活様式の多様化、複雑化により、当事者や家族だけでは解決できないケースや困りごとを抱えたまま表面化せず、深刻化していくケースがみられます。

このような状況を解決するためには、一人ひとりの顔が分かり、地域住民同士が共に手を携え、支え合いながら、地域福祉を推進し、地域が活性化する取り組みを行っていく必要があります。

地域福祉を推進し、地域を活性化していくためには、一人ひとりが地域の中でいきいきと暮らし、それぞれの役割を担いながら地域の課題に取り組むことが大切です。

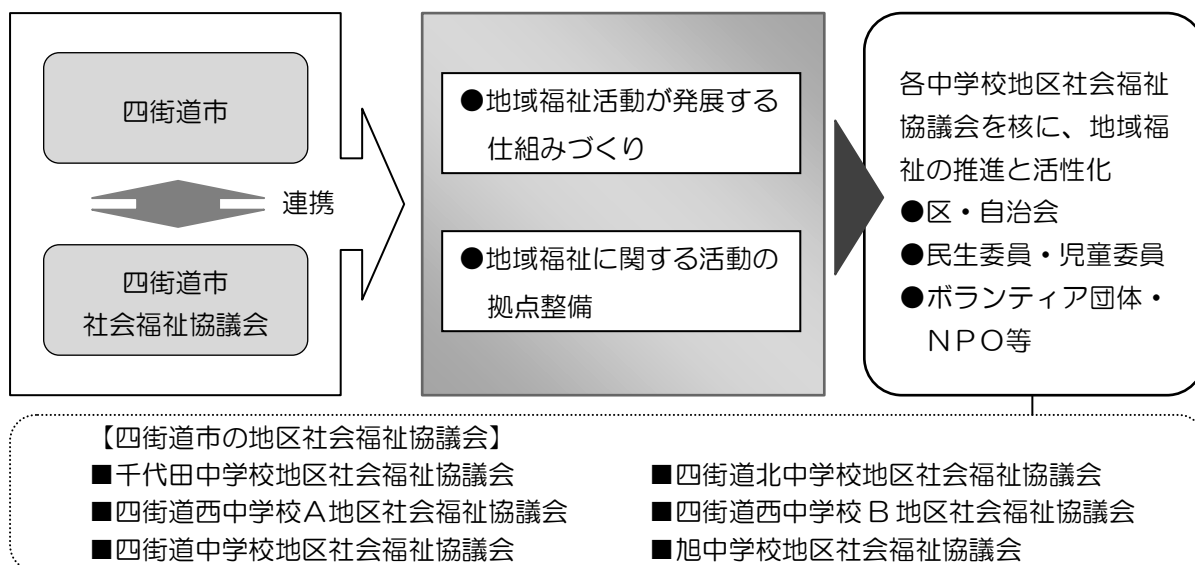
そのためにも地域の中に根ざし、地域福祉に関する活動をしている団体が、団体の垣根を越えて交流を進め、更なるその輪を地域全体に広げていく仕組みづくりと活動を行っていくための場の確保が必要であり、このことは、本計画策定のために実施した地域福祉関連団体へのアンケート調査や意見交換会においても、同様の意見が多数あったところです。

これらの取り組みを積極的に推進し、具体化していくためには、中心となってとりまとめていく団体が必要です。

市内には各中学校区単位に設置された各中学校地区社会福祉協議会があり、各中学校地区社会福祉協議会は、各区・自治会、地域の様々な団体の代表等が構成員となって、地域において様々な活動を行っていることから、地域福祉を推進する上で非常に重要な団体であります。

本市においては、更なる地域福祉の推進と地域の活性化のため、各中学校地区社会福祉協議会を核に、市の社会福祉を推進する四街道市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域福祉活動が発展する仕組みづくりを行うとともに、地域福祉に関する活動の拠点の整備を進めていきます。

【新しい取り組みの展開イメージ】



第4章 地域づくりの取り組み

【基本目標1】身近な地域での助け合いの関係づくり

身近な地域での助け合いの関係をつくっていくためには、市民一人ひとりの地域参加を進め、交流活動を活性化させることが重要となっています。

「公助」を担う市としては、情報提供の充実による市民の地域活動等の参加促進や交流拠点（活動の場）の充実等による、身近な地域での関係づくりを推進します。

(1) 一人ひとりの顔が分かる地域のつながりづくり

自助



一人ひとりの顔が分かり、安心して生活できる地域社会をつくるために、一人ひとりが地域活動に関心を持ち、積極的に参加するよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 地域の一員として、福祉に関する情報やイベント・活動等に関心を持ちます。
- ② 区・自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくれます。

共助



身近な地域でともに声をかけあって、交流活動を活性化するとともに、地域で活動する様々な団体が互いに協力し、世代を超えて交流できる出会いの機会を積極的につくっていけるよう取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。
- ② 区・自治会や地区社会福祉協議会等で地域づくりに取り組みます。
- ③ 地域の活動団体の交流の場づくりを行います。
- ④ 世代を超えて参加できる行事を開催します。

公助



高齢者、障害のある人、子ども等、多様な市民の交流事業を支援するとともに、各種団体との協力による事業運営を通して、地域活動の活性化を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① ふるさとまつりの開催 市民がふるさと意識を共有し、若い世代に伝えていける郷土の祭りとなるように、「四街道ふるさとまつり」を継続して開催します。	自治振興課
② 区・自治会活動への助成・支援 市民自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、区・自治会活動に対する助成・支援を行います。	自治振興課
③ 親子のふれあいの場の提供 児童センターで実施する子育て支援事業や公民館での育児講座等、親子のふれあいの場の提供を通じ、子育て世代の仲間づくりを支援します。	こども保育課 社会教育課
④ シニアクラブやシニアクラブ連合会への活動支援 シニアクラブやシニアクラブ連合会への活動支援を通じ、高齢者の交流活動を支援します。	福祉政策課
⑤ 就学前児童と高齢者との交流支援 高齢者福祉施設や高齢者サークル等との交流や高齢者ボランティアの受け入れにより、保育所等での高齢者との交流を促進します。	こども保育課
⑥ 世代間交流の推進 公民館における講座開催や、シニアクラブが行う子どもへのグラウンドゴルフ指導等、地域の実情に応じた活動についての支援をすることで、世代間交流の活性化を図ります。	社会教育課 福祉政策課
⑦ 地域の人材や教育力を学校教育に生かす体制づくりへの支援 学校支援地域本部事業を推進し、区・自治会やシニアクラブ、ボランティアグループ等、地域の人材や教育力を学校教育に生かす体制づくりを支援します。	指導課

(2) 気軽に立ち寄れる場所の確保

自助



地区集会所や身近な公園、学校の余裕教室、空き店舗等、市民が気軽に立ち寄れる場所での交流に取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 地域の交流の場づくりに積極的に参加します。
- ② 地区集会所等の交流の場を通して、市民相互の関係を深めます。
- ③ 地域の交流の場として、自宅の空いている部屋や空き店舗等を地域に提供します。

共助



井戸端会議のような、気軽に立ち寄れる場所をつくっていくことが、地域の関係づくりの基礎として重要なことから、区・自治会や地区社会福祉協議会等、地域の活動団体が互いに協力しながら、交流づくりに取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① お茶やおしゃべりを楽しむ等、気軽に立ち寄れる場所を設けます。
- ② 地区集会所や公園等の共有スペースを利用して、交流の機会づくりに取り組みます。
- ③ 区・自治会や地区社会福祉協議会等が協力して、地域ぐるみで居場所づくりに取り組みます。

公助



市民の身近な場所である地区集会所の維持・管理等の運営を支援するほか、子育て中の親や子ども、高齢者等を対象とした各種サロンの運営支援、空き店舗の活用促進等を通じ、気軽に立ち寄れる場所の確保を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 地域の交流・活動の場の設置・運営支援 地区集会所の建設・修繕や管理等を通して、地域の交流・活動の場の設置・運営を支援します。	自治振興課
② 地域福祉の拠点づくりの支援 総合福祉センター、南部総合福祉センターわろうべの里の活用と充実を通して、地域福祉の拠点づくりの支援を行います。	福祉政策課
③ 地域福祉活動の拠点づくりの推進 市民の自主的な福祉活動を支援するため、公共施設等の地域資源の活用を検討し、地域福祉活動の拠点づくりを進めます。	福祉政策課
④ 小・中学校の余裕教室の活用 地域の身近な生涯学習活動の場として、小・中学校の余裕教室の活用を行います。	社会教育課
⑤ 小・中学校の体育施設の開放 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の体育施設の開放を行います。	スポーツ振興課
⑥ 商工業者が地域と連携する活動支援 空き店舗等活用事業補助金の交付や商工会の中心市街地活性化委員会への活動補助により、商工業者が地域と連携する活動の支援を行います。	産業振興課
⑦ プレーパーク事業の充実 子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業の充実に努めます。	こども保育課
⑧ 地域子育て支援拠点の整備 保護者同士の交流や育児等の悩みを気軽に相談できる地域子育て支援拠点（子育て支援センター）※の設置を、未設置の保育所及び保育所新設の際、事業者に働きかけます。	こども保育課
⑨ 各種サロンの運営支援 地区社会福祉協議会が実施する子育て中の親や子ども、高齢者のコミュニティづくりの場である各種サロンの運営支援を行います。	福祉政策課

<p>⑩ 「シニア憩いの里※」の設置・運営</p> <p>中学校区単位を基本に、高齢者が気軽に集い、楽しめる場として、市民による「シニア憩いの里」の設置・運営を支援します。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>⑪ 高齢者が集い、楽しめる場所の提供</p> <p>スポーツ活動の交流の場として、グラウンドゴルフ、ゲートボール等に対応できる多目的な広場のほか、高齢者が集い、楽しめる場所を提供します。</p>	<p>福祉政策課 スポーツ振興課</p>

(3) 地域課題解決活動への啓発

自助



地域の生活課題、福祉課題に自分たちの手で取り組む様々な団体の活動に進んで参加し、家族以外の多様なつながりをつくり、地域社会からの孤立や虐待等の不幸な事件を防止し、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 普段の生活の中で気づいた地域の課題等について、家族、友人・知人、地域の人たちと積極的に話し合います。
- ② 市や地域活動団体が行う講演や活動等に積極的に参加します。

共助



区・自治会や地区社会福祉協議会、民生委員等が連携して、地域の課題解決に向け、ボランティア活動等を行っている市民や、これから地域活動への参加が期待される市民等を活動に誘い、課題解決のための体制強化に取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 区・自治会や地区社会福祉協議会の活動を通して、地域の問題や課題の検討・解決に向けた取り組みを行い、地域に発信します。
- ② 幅広い年齢層の市民が参加できる環境を整え、地域の課題を解決する体制づくりをします。
- ③ 地域の課題を解決する先進事例を学び、地域活動を充実させます。

公助



市やみんなで地域づくりセンターからの情報提供を通じ、地域福祉の推進に取り組む活動団体等の情報提供を行い、地域の課題への市民の取り組み意識の啓発を進めます。

また、みんなで地域づくりセンターの運営をはじめ、子育てや健康づくり、介護予防等に向けた情報提供や活動を行います。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 地域福祉関連情報の提供 市政だよりやホームページ、パンフレット等により、地域福祉の推進に向けた情報提供や啓発を行います。	福祉政策課
② みんなで地域づくりセンターの情報提供の推進 みんなで地域づくりセンターのホームページ、SNS*や広報紙等を通して、地域活動の情報提供を行うことで、市民による地域づくりの支援を行います。	シティセールス推進課
③ みんなで地域づくりセンターの運営推進 みんなで地域づくりセンターの運営を通して、地域課題の把握に努めるとともに、相互解決に向けたコーディネート活動の充実を図ります。	シティセールス推進課
④ 地域で取り組む健康づくりの支援 「健康よつかいどう21プラン」を推進し、地域で取り組む健康づくりを支援します。	健康増進課
⑤ 子育て支援サービスの情報提供 子育て情報ブック「すくすく」や、四街道市子育て応援サイト「すくすく」を通して、子育て支援サービスの情報提供を行います。	こども保育課
⑥ 保健推進員活動等を通じた啓発の推進 市民の健康づくりに関する知識の普及や意識の高揚に向けて、保健推進員活動等を通じた啓発に努めます。	健康増進課
⑦ 虐待や暴力の防止に向けた啓発の推進 児童虐待防止や配偶者等に対する暴力防止に向けて、市政だよりやホームページを通じた情報提供による啓発に努めます。	家庭支援課
⑧ 介護予防普及啓発に向けた情報提供 介護予防普及啓発のため、介護予防教室・健康教育の実施や啓発パンフレットの配布等の情報提供を充実させます。	高齢者支援課
⑨ 認知症に対する誤解・偏見をなくす活動の推進 認知症に対する誤解や偏見をなくし、正しい知識と理解を広めるため、情報提供や講演会の開催等を通じた啓発を行います。	高齢者支援課

【基本目標2】新たな担い手の育成と

活動のネットワーク化

地域活動の活性化にあたっては、活動の魅力を積極的にPRしていくことに加えて、性別や世代を超えて市民が活動したいと思えるよう変えていくことが必要だと考えられます。さらに様々な団体が連携を図り、地域の課題のテーマごとにネットワーク化を進めていくことにより、「共助」の担い手層の拡大を図っていくことが重要となっています。

「公助」を担う市としては、市民活動団体の情報発信の充実やみんなで地域づくりセンターの体制整備等により、新たな担い手の育成と活動のネットワーク化を推進します。

(1) 新たな担い手の発掘と育成

自助



地域の活動に関わりを持ち、地域社会の中で役割を持つことは、生きがいを持って生活を送ることにつながります。そのためには、一人ひとりが地域の活動に関心を持って積極的に参加することが重要です。

地域では、区・自治会・地区社会福祉協議会やボランティア団体等、様々な団体が活動しています。その情報源として、市政だより、市ホームページ、ボランティアセンター等の情報を活用して、地域福祉活動へ参加するよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 市政だよりや市ホームページ、みんなで地域づくりセンター、ボランティアセンター等の情報を通じ、地域活動の情報を入手します。
- ② 地区社会福祉協議会や区・自治会、ボランティア団体、NPO等の、地域の課題の解決に向けた活動に積極的に参加します。
- ③ 身近な友人・知人を誘って、担い手育成を目的とする講座の学習機会等に参加します。

共助



既に地域で活動している様々な団体には、これからの活躍が期待される市民が参加しやすい工夫をしていくことが求められます。参加しやすい雰囲気づくりや、やりがいや活動の楽しさを積極的にPRして、世代を超えた担い手の育成に取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容
① 若い世代や高齢者、働く人等の参加意欲を引き出せるように、参加しやすい活動内容の工夫や雰囲気づくりを行います。
② 地域活動に関して、情報の提供方法や日時の設定を工夫します。
③ 若い世代や子どもに対する積極的な参加を呼びかけます。
④ 世代間交流の場を設けます。

公助



社会福祉協議会が取り組むボランティアセンターの運営に対する支援や、地域活動の活性化に向けた、新たな担い手の育成やネットワークづくりの支援を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① ボランティアセンターの運営支援 社会福祉協議会が取り組むボランティアセンターの運営に対する支援を行います。	福祉政策課
② 地区社会福祉協議会の運営支援 地区社会福祉協議会の活動、事業を充実させるため、地区社会福祉協議会の運営に対する支援を行います。	福祉政策課
③ 地域づくりを行う市民活動団体への支援 みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）を通して、地域づくりを行う市民活動団体への支援を行います。	シティセールス推進課
④ 「認知症サポーター※」の養成・活動支援 「認知症サポーター」を養成し、見守りができる地域づくりを目指します。また、認知症サポーターとなった人の活動支援について検討します。	高齢者支援課

(2) 地域福祉活動のネットワーク化

自助



課題解決のためには、所属する団体の枠を超えて、互いに協力することが重要です。一人ひとりが、主体的に、団体間・活動間のつながりづくりに取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 団体間、活動間のつながりづくりの活動に主体的に参加します。

共助



地域で活動する様々な団体間の協力体制づくりが求められています。地域には区・自治会のほかに、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体やNPO等、多くの活動団体等があります。それらの団体等が垣根を超えて、交流会を企画・実施する等、それぞれがネットワークを結んで、地域の課題に多くの人々が協力していく体制づくりに取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等が中心となり、地域福祉活動を推進します。
- ② 地域で活動する様々な団体が、相互に交流する機会を設けます。
- ③ ボランティア等で活躍している人等を講師として、人材育成や困り事の検討をともに行う取り組みを充実させます。

公助



みんなで地域づくりセンターのコーディネート機能の充実や関連機関との連携強化等により、地域ぐるみでの課題解決の体制づくりを進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① みんなで地域づくりセンターのコーディネート機能の充実</p> <p>市民協働による地域福祉活動の推進に向けて、みんなで地域づくりセンターのコーディネート機能を充実させ、市民活動団体等の連携を図り、活動間・団体間のネットワークの充実に取り組みます。</p>	シティセールス推進課
<p>② みんなで地域づくりセンターとボランティアセンターの連携推進</p> <p>みんなで地域づくりセンターとボランティアセンターの連携を図り、活動間・団体間のネットワークの充実に取り組みます。</p>	シティセールス推進課 福祉政策課
<p>③ 市民協働によるまちづくりの推進</p> <p>市民協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動の支援、市民活動団体等と連携・協力するとともに、市民参画の仕組みを適正に運用します。</p>	シティセールス推進課
<p>④ 地域ぐるみで行う子育てを支援する体制づくり</p> <p>地域ぐるみで行う子育て支援体制を推進するため、「子育てサロン※」を運営する地区社会福祉協議会、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を実施している各保育所や地域の子育てサークル等、関係機関への支援及び連携の強化を図ります。</p>	こども保育課

【基本目標3】安全・安心で快適な生活環境づくり

災害時、あるいは日常生活上において、福祉的な配慮が必要な場面が増加しています。例えば、防災面では高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等への支援や、防犯面においては高齢者を狙った悪質な電話勧誘販売や訪問販売等、消費者被害に繰り返し遭う事件が続いています。

また、日常生活においても買い物や外出等、移動に関する不安が増加傾向にあります。このように、生活の課題と福祉の課題の境界線にあるような課題に対して、地域において市民相互の支え合いの力を高め、事業者や行政と連携を図りながら取り組んでいくことが重要となっています。

「公助」を担う市としては、災害時における新たな支援体制の整備や防犯活動、生活環境の美化・保全等により、安全・安心で快適な生活環境づくりを推進します。

(1) 防災や防犯の仕組みづくり

自助



災害時に助け合いが行え、犯罪が発生しにくい地域をつくるため、近所同士での声掛けに努める等、地区等での防災や防犯の活動に積極的に参加・協力していくことが、防災面・防犯面のいずれにおいても、とても重要です。

災害時には、けが人や障害のある人、子どもや高齢者等の優先的な安全確保にみんなで協力することができるように、日頃から一人ひとりが考え、行動するよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 地区等での防災や防犯の活動に積極的に参加・協力します。
- ② 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所同士や子どもたちと積極的に声をかけあいます。

共助



市民相互の協力により、自主防災活動や防犯パトロール等の活動に取り組んでいくことが必要です。区・自治会や民生委員等との協力関係をつくっておくことは、防災体制づくりにおいて重要です。

子どもや高齢者・障害のある人等、災害・犯罪に対して危険にさらされる可能性がある人を、地域で見守っていただけるような、安心の地域社会づくりに取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容
① 地区等での防災や防犯の活動を積極的に進めます。
② 避難場所を地域住民で共有します。
③ 地域における防犯パトロール等の活動に取り組みます。
④ 自主防災組織を立ち上げ、地域の防災体制を整えます。
⑤ 区・自治会や民生委員、社会福祉協議会等と協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行います。
⑥ 区・自治会、民生委員等で協力して、避難行動要支援者の支援に取り組みます。

公助



避難行動要支援者の災害時の支援体制の整備等に、区・自治会等と協力して取り組みます。また、市民生活の安全を図るため、防犯・防災や消費者被害に関する啓発等を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備 「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者名簿等を整備するとともに、区・自治会、民生委員等の協力ののもと、避難行動要支援者の災害時の支援体制を整備します。	危機管理室 福祉政策課 高齢者支援課 障害者支援課
② 福祉避難所[*]の設置・運営に関する協定の推進 災害時、市内福祉施設を福祉避難所として活用できるように、各施設に対して福祉避難所の設置・運営に関する協定を推進します。	高齢者支援課 障害者支援課
③ 安全・安心な生活に直結する設備の整備 防犯灯や避難場所の案内板等、安全・安心な生活に直結する設備を整備します。	危機管理室 自治振興課
④ 防犯・防災についての啓発活動の推進 防犯や防災についての啓発活動や、消費生活の意識啓発、消費者教育を推進します。	危機管理室 自治振興課 産業振興課

<p>⑤ 市民の防犯活動への支援</p> <p>市民の防犯活動を支援するため、「四街道市民安全パトロール隊[※]」に対する青色防犯パトロール車の貸出や自治会等の防犯対策に対する助成を行います。</p>	<p>自治振興課</p>
<p>⑥ 「こども110番の家」プレート設置協力活動の推進</p> <p>地域の子どもは地域で守るとの考えに基づき、「こども110番の家」プレート設置協力活動を推進します。</p>	<p>青少年育成センター[※]</p>
<p>⑦ 「愛の一声運動」の推進</p> <p>青少年を見守り、声かけを行う「愛の一声運動」を推進します。</p>	<p>青少年育成センター</p>
<p>⑧ 地域環境浄化活動の推進</p> <p>有害びう撤去等の地域環境浄化活動を実施します。</p>	<p>青少年育成センター</p>
<p>⑨ 空き家等の効果的な対策の推進</p> <p>地域景観の悪化、ゴミ等の不法投棄等の誘発、防災や防犯機能の低下等、様々な問題の発生が懸念される空き家等の効果的な対策を推進します。</p>	<p>建築課</p>
<p>⑩ 消費生活センターの充実</p> <p>消費者の被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害に遭ってしまった後の解決に向けた相談体制の充実等、消費生活センターの充実を図ります。</p>	<p>産業振興課</p>

(2) 快適な生活環境を支える仕組みづくり

自助



快適な生活環境を実現・維持していくためには、一人ひとりが他人に迷惑をかけないように、生活上のマナーを守ることや、積極的に地域の活動等に参加することが求められます。また、日頃からいろいろな情報に気を配り、自ら問題を解決する意識を持つことも重要で望まれることから、その仕組みづくりの取り組みを進めます。

さらに、外出が困難な人のための移動支援ボランティアや子育て支援等、支え合いの活動に参加するよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 行政サービスや民間事業者が提供するサービス、地域住民による助け合いの活動の情報に気を配り、自ら問題を解決する意識を持ちます。
- ② 地域社会の一員としての自覚を持ち、他人に迷惑をかけないように、生活上のマナーを守ります。
- ③ ボランティア活動等に積極的に参加します。

共助



日常の買い物が困難な人等、公的なサービスではまかなえないニーズを持つ人を、地域住民で支えていく体制を構築していくことが重要です。そのためにも普段の声かけにより、近隣に住む市民の状況を把握し、課題解決に向け地域ぐるみで取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 地域住民の見守り等による支援の仕組みづくりを行い、日常生活において支えが必要な人の支援に取り組みます。

公助



公共交通の不便な地域の人や高齢者等の移動を円滑にするために、公共交通の利便性や快適性の向上を図る等、各種事業に取り組みます。また、「ファミリー・サポート・センター※」の充実や生活環境の美化・保全活動等を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① 公共交通の利便性・快適性の向上</p> <p>公共交通の不便な地域の人や高齢者等の移動を円滑にするため、公共交通の利便性や快適性の向上を図る等、各種事業に取り組みます。</p>	政策推進課
<p>② 障害のある人の状況に応じた移動支援事業の推進</p> <p>障害のある人の状況に応じた移動支援事業が展開できるように、事業者や従事者の確保に努めます。</p>	障害者支援課
<p>③ 「福祉有償運送制度」の周知・充実</p> <p>NPO法人等が、バス、タクシー等の利用が困難な要介護者や障害のある人等（移動制約者）に対して有償で輸送サービスを提供する「福祉有償運送制度」の周知・充実を図ります。</p>	福祉政策課
<p>④ 「高齢者見守り活動」の協定の推進</p> <p>日頃から地域に根差した事業を行っている企業・団体に対し、市と連携して高齢者の見守り活動を行う「高齢者見守り活動」の協定を推進します。</p>	高齢者支援課
<p>⑤ 成年後見制度※の普及・啓発</p> <p>成年後見制度の周知を行うとともに、今後、その活動が期待される市民後見人の普及・啓発を行います。</p>	福祉政策課
<p>⑥ 三世帯同居・近居等への支援</p> <p>介護、子育て等、親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを促進する三世帯同居・近居等への支援を行います。</p>	建築課
<p>⑦ 「ファミリー・サポート・センター」の充実</p> <p>子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人をつなぐ「ファミリー・サポート・センター」の広報活動を継続し会員の確保を行うとともに、研修・講習会等の実施により会員の知識の向上に努めます。</p>	こども保育課
<p>⑧ ごみ出しが困難な人への支援</p> <p>ごみ出しが困難な市民のために、ごみの戸別収集を行います。</p>	高齢者支援課 障害者支援課 廃棄物対策課 クリーンセンター

<p>⑨ 快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進</p> <p>「まちをきれいにする条例」に基づき、快適な生活環境の保全と美しいまちづくりを推進します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>⑩ 地域の特性や実情に合わせた住生活の実現</p> <p>少子高齢化に伴う住生活の質の向上や居住の安全性の確保等、地域の特性や実情に合わせた住生活の実現を目指す「住生活基本計画」を推進します。</p>	<p>建築課</p>
<p>⑪ ごみの分別方法の周知</p> <p>市政だよりやホームページ等により、ごみの分別方法を周知します。</p>	<p>クリーンセンター</p>
<p>⑫ 「ごみゼロ運動」等の推進</p> <p>「ごみゼロ運動」等、各種の環境美化対策を市民とともに連携しながら推進します。</p>	<p>クリーンセンター</p>
<p>⑬ 環境パトロール等の監視や指導の強化</p> <p>不法投棄をなくすため、環境パトロール等の監視や指導を強化します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>⑭ 家庭及び地域の教育力の向上</p> <p>P T A 連絡協議会等と連携し、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>⑮ 青少年問題行動の防止</p> <p>青少年健全育成大会や街頭啓発キャンペーン等、青少年問題行動の防止の取り組みについて広く市民に周知します。</p>	<p>社会教育課 青少年育成センター</p>

【基本目標4】いきいきできる社会参加の機会づくり

誰もがいきいきと地域で生活していくためには、市民の学習意欲や活動意欲を支援するとともに、地域での活動や能力の発揮が生活の意欲につながるような、社会参加の仕組みづくりを行っていくことが重要となっています。

「公助」を担う市としては、生涯学習講座の情報提供の充実や活動・交流の場づくり等により、いきいき活動できる社会参加の機会づくりを推進します。

(1) 社会参加機会の整備

自助



誰もがいきいきとした毎日を過ごし、高齢者や障害のある人等も社会参加できるように、様々な活動に参加するよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 子育てサークル、シニアクラブ、シルバー人材センター、介護予防教室等、多様な活動に参加します。
- ② 外出支援のための移送ボランティア養成講座等を通して、市民の社会参加を支える活動に参加します。

共助



身近な地域で、介護予防教室やグラウンドゴルフ等、健康づくりや趣味の機会をつくります。

地域には、近隣との関わりが途絶えてしまい引きこもりがちな高齢者や、近隣とのふれあいの機会が十分でない障害のある人等、孤立しがちな人もいます。お祭り等の行事の開催に際しては、誰もが参加しやすい環境を整え、誰もがいきいきと生活することができる地域づくりの取り組みを、地域住民で取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 子育てサークル、介護予防教室等の活動組織を立ち上げます。
- ② 高齢者や障害のある人、子育て中の親等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。
- ③ 移動支援や手話通訳等の支援活動を活発にします。

公助



多様な参加者に配慮した事業やイベントを実施します。また、子育てサークル、シルバー人材センター等、ライフステージに応じた社会参加の場づくりを進めます。

さらに、手話通訳者の配置をはじめ、高齢者、障害のある人等に対応したユニバーサルデザイン*等を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 高齢者や障害のある人等の社会参加促進 事業・イベントを開催する際に、多様な参加者に配慮する等、高齢者や障害のある人等の社会参加を促進します。	関係各課
② 子育てサークル等の育成・活動支援 子育てサークル等の育成及び活動を支援するため、子育てに関する広報活動や情報提供を行うとともに、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）等が実施する講座等を支援します。	こども保育課
③ 元気な高齢者が活躍する場への支援 元気な高齢者が活躍する場であるシルバー人材センター等の活動が活性化するように支援します。	福祉政策課
④ 介護予防教室の開催 高齢者が地域で自立した生活を維持・継続できるように介護予防教室を実施します。	高齢者支援課
⑤ 「高齢者大学」の開催 「高齢者大学」を開催し、高齢者の社会参加の促進を図ります。	社会教育課
⑥ 地域活動支援センターの整備 障害のある人の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場として、地域活動支援センターの活動を支援します。	障害者支援課
⑦ 手話通訳者の配置等 手話通訳者を市役所本庁舎内に配置します。また、手話通訳者の派遣を行うことで意思疎通を図ることに支障がある人を支援します。	障害者支援課
⑧ 男女共同参画フォーラム実行委員会への活動支援 男女共同参画フォーラム実行委員会の情報紙発行やイベント開催を支援します。	政策推進課
⑨ 「市民参加条例」に則した行政運営 様々な市民が、行政に参加しやすい環境を整えるため「市民参加条例」に則した行政運営を行います。	シティセールス推進課

<p>⑩ ユニバーサルデザインの推進</p> <p>公共施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるように努めます。</p>	<p>各施設の所管課</p>
<p>⑪ 道路・歩道の整備</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に沿って、道路・歩道の整備を実施します。</p>	<p>道路管理課</p>

(2) 市民の学習機会の充実

自助



生涯を通して自ら学び、新しい知識や技術を身につけていくことは、いきいきと暮らしていくためにとても重要なことです。市政だよりやホームページ等を活用しながら、生涯学習についての情報を収集し、積極的に参加します。

さらに、これまでの経験から得た知識や特技を地域の学びの場に提供し、生涯学習を活性化していくよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 市政だよりやホームページ、「まなびいガイドブック」等を活用し、生涯学習についての情報を積極的に得ます。
- ② まちづくり、福祉、文化・スポーツ等、多様な活動の場に参加します。
- ③ 自分が持っている趣味活動等の特技や、企業経験等で得た知識を地域に提供します。

共助



市の「生涯学習まちづくり出前講座」等を積極的に活用し、地域や団体での学習の機会をつくれます。

また、互いに地域について語り合う地域懇談会等を開催し、地域のニーズや課題を把握し、解決に向けた行動のためのきっかけになるよう取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 「生涯学習まちづくり出前講座」等を活用し、学習に参加できる機会をつくれます。
- ② 地区集会所や小・中学校の余裕教室を活用して生涯学習事業を実施します。
- ③ 地域の課題について学び合う機会を設けます。

公助



より多くの市民がそれぞれの興味や目的にかなった学習活動に参加できるように、「生涯学習まちづくり出前講座」や「市民大学講座」の実施等、多彩な学習機会の確保を進めます。

また、生涯学習についての情報提供や相談体制の充実を図り、市民の学習活動を支援します。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 各種生涯学習事業の推進 市民生活の課題に対応するため、各種の生涯学習事業を推進します。	社会教育課
② 各種生涯学習事業の情報提供 市の生涯学習関連事業等幅広い情報を提供する「まなびいガイドブック」を作成・発行します。	社会教育課
③ 「生涯学習生きがいづくりアシスト事業※」の啓発 「生涯学習生きがいづくりアシスト事業」について啓発し、登録者・利用者の拡大を図ります。	社会教育課
④ 「生涯学習まちづくり出前講座」の充実 「生涯学習まちづくり出前講座」の充実を図ります。	社会教育課
⑤ 「市民大学講座」の充実 高度で専門的な市民の学習要望に応えるため、「市民大学講座」の充実を図ります。	社会教育課
⑥ 各種講座等の開設 市民要望に対応した各種講座等を開設します。	社会教育課
⑦ 「総合型地域スポーツクラブ※」の育成 市民の誰もがスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」を育成し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。	スポーツ振興課
⑧ 小・中学校の余裕教室・体育施設の開放 身近な生涯学習活動の場として、小・中学校の余裕教室・体育施設の開放を行います。	社会教育課 スポーツ振興課
⑨ 学習ニーズに対応した体制づくり 多様化・専門化する学習ニーズや、個々の学習意欲に応じた相談活動が行えるような体制づくりを行います。	社会教育課

【基本目標5】福祉サービスの充実と質の向上

市民の福祉ニーズが多様化・複雑化している中、市民一人ひとりが必要とする福祉サービスを適切に結びつけられるように、福祉サービスを提供する事業者の情報提供や、多様な福祉ニーズに応えるために複数の組織や部署が連携することが重要です。

「公助」を担う市としては、相談・支援体制の充実や、よりわかりやすい情報を提供することにより、福祉サービスの充実と質の向上を図ります。

(1) 情報提供・相談体制の充実

自助



福祉サービスの制度は近年、大きく変化していることから、日頃から新聞や市政だより等を通じて情報を収集します。また、日常生活において困っている人に対する相談・手助けとなるよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 日頃から市政だよりや新聞等で、生活に必要な福祉サービスの仕組みや種類について学びます。
- ② 地域で開催される福祉に関する講座等に足を運びます。
- ③ 困っている人に声をかけて、相談・手助けをするように心がけます。

共助



区・自治会や地区社会福祉協議会等の活動を通して福祉サービスについて学びあう機会をつくり、市民の目線を生かして、地域社会や福祉制度からの孤立防止につながるよう取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 区・自治会の会合や地区社会福祉協議会が行うサロン等の場を活用し、福祉サービスの周知やサービスへのつながりを行います。
- ② 一人暮らし高齢者、ひきこもり等、福祉サービスの提供を必要としている人を地域住民で把握します。
- ③ 福祉サービスについて悩んでいる人が、身近な地域で気軽に相談できるように、福祉の相談活動を行います。

公助



福祉サービスを利用する人が、事業者等の情報を容易に入手できるように、情報の提供方法を工夫します。また、対象者ごとの相談支援の充実とともに、困りごとが重複している相談者に対する窓口の連携を図り、相談支援の充実に努めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 情報提供体制の整備 指定事業者一覧リストの作成等、利用者が必要なときに必要な情報を手軽に得られるような情報提供の体制を整えます。	高齢者支援課 障害者支援課 こども保育課 家庭支援課
② 医療関連情報の提供 市内の医療機関や休日夜間急病診療所の診療科目や診療時間等の一覧を窓口等で配布するほか、ホームページを活用した情報提供を行います。	健康増進課
③ 各種健（検）診と相談体制の充実 健康診査や各種検診により健康状態を確認し、生活習慣の改善が図れるように相談体制を充実します。	健康増進課
④ 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実 地域の子育て全般に関する支援を行う拠点として、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実を図ります。	こども保育課
⑤ ひとり親家庭への情報提供や相談支援体制の充実 母子・父子自立支援員との連携により、ひとり親家庭への情報提供や相談支援体制の充実に努めます。	家庭支援課
⑥ 子育て相談の推進 各種専門職（小児精神科医※、臨床心理士※、言語聴覚士※、保健師※、栄養士、歯科衛生士等）が連携し、子育ての相談を行います。	健康増進課
⑦ 発育・育成上の心配がある児童等の相談・支援体制の充実 健康診査や相談で発育・育成上の心配がある児童と保護者に対する相談・支援体制を充実し、適切な早期療育につながるよう努めます。	健康増進課 障害者支援課
⑧ 地域包括支援センターの総合相談・支援体制の整備 地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターのさらなる充実を図り、地域に密着した総合相談・支援体制を整備します。	高齢者支援課
⑨ 高齢者の在宅生活の支援 一人暮らし高齢者等に対し、緊急時に通報できる専用機器を設置する等、民生委員や地域包括支援センターと連携し、高齢者の在宅生活を支援します。	高齢者支援課

<p>⑩ 障害者相談支援事業所の総合相談の推進</p> <p>障害者相談支援事業所において、相談支援専門員が個別に必要な情報提供や助言を行う総合相談を実施します。</p>	<p>障害者支援課</p>
---	---------------

(2) サービスの質の向上

自助



福祉サービスの正しい利用方法やサービスの内容についてよく知り、万が一、悪質なサービスを受けた場合は、行政等の窓口にご相談します。

また、サービスの利用にあたっては、感じたことや意見をきちんと事業者伝え、適切なサービスを受けられるよう取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容
<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。 ② 福祉サービスを利用したときは、意見や苦情をきちんと伝えます。 ③ 福祉サービスを提供する事業者等を選択するときは、様々な情報をもとにして決めます。

共助



福祉サービスを提供する事業者は、苦情解決のため、窓口の充実や利用者の意向を把握して、サービスの向上に結び付けていくことが必要です。このことから、地域社会との交流を通して、福祉サービスが市民に身近なものとなるよう取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容
<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開します。 ② 事業者は苦情解決のため窓口を設置します。 ③ 事業者は利用者のニーズや満足度を把握するための調査や、県の「福祉サービス第三者評価制度※」を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組みます。 ④ 事業者は利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行います。

公助



利用者が安心してサービスを利用できるように、事業者が受ける県の「福祉サービス第三者評価制度」の利用の促進を図るとともに、利用者の権利擁護の観点から、成年後見制度等の周知を進めます。また、新たに生活困窮者への支援を行うとともに、行政評価、各個別計画の見直しやアンケート調査等により、広く福祉サービスの質の向上を図ります。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 事業者の育成・指導 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導による質の改善に努めます。	高齢者支援課 障害者支援課 こども保育課
② 「福祉サービス第三者評価制度」の周知 市民が安心してサービスを選択して利用できるように、県の「福祉サービス第三者評価制度」を事業所等に対して周知します。	高齢者支援課 障害者支援課 こども保育課
③ 事業者の資質向上のための研修会等の開催 事業者の資質向上のための研修会等の実施・支援をします。	高齢者支援課 障害者支援課 こども保育課
④ 成年後見制度の周知等の推進 地域包括支援センターとの連携により、成年後見制度等の周知に努めるとともに、成年後見人の市長申し立て [※] 等を行います。	福祉政策課 高齢者支援課 障害者支援課
⑤ 事業者に対する指導及び監督の実施 地域密着型サービス [※] 等を提供する事業者に対する指導及び監督を行い、事業の適切な運営や利用しやすいサービス提供体制の充実に努めます。	高齢者支援課
⑥ 市民の意向把握の推進 福祉に関する個別計画改定の際に、アンケート調査の実施等により市民の意向の把握に努め、事業の改善に努めます。	福祉政策課 高齢者支援課 障害者支援課 こども保育課 健康増進課
⑦ 生活困窮者への支援 生活保護に至る前の様々な理由により生活に困窮している人が早期に困窮状態から脱却できるように、包括的な相談支援を受けられる窓口を通じて支援を行うとともに、市の各部署や民間の関係団体とのネットワークづくりを行います。	生活支援課

【基本目標6】地域福祉関連団体と地域の協働の促進

安心していきいきと暮らすことのできる地域づくりを進めていくためには、地域福祉関連団体の認知度を高めるとともに、地域住民との連携を進めていくことが重要です。

「公助」を担う市としては、地域福祉関連団体の情報提供の充実や連携体制の整備等により、地域福祉関連団体と地域の協働の促進を図ります。

(1) 認知度の向上と連携の促進

自助



地域福祉は多分野にわたるため、多数の地域福祉関連団体があります。利用・相談が可能な地域福祉関連団体や、その構成員を知っておくことは、豊かな生活を送っていく上で大切なことから、利用した団体の事業内容を身近な知り合いや地域住民に伝え、情報交換をします。

また、生活の中で気づいた福祉の問題や権利侵害の疑い等を、行政窓口や地域福祉関連団体に相談、通告する等、自らが地域福祉関連団体の構成員として活動する等に取り組みます。

一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- ① 自分が利用した地域福祉関連団体の活動や役割等の情報を地域に伝えます。
- ② 権利侵害の疑い等を、行政や地域福祉関連団体に相談、通告します。
- ③ 地域福祉関連団体が実施する活動に参加します。

共助



区・自治会やサークル活動等の様々な会合の場において、地域福祉関連団体の情報を共有します。

さらに、行政との連携により、地域ぐるみで課題解決に取り組みます。

地域等が進めていく取り組みの内容

- ① 地域福祉関連団体の情報を地域に伝えます。
- ② 地域福祉関連団体との懇談・検討の場を設けます。
- ③ 社会福祉協議会や区・自治会、民生委員等が協力して地域づくりを行えるような関係づくりに取り組みます。

公助



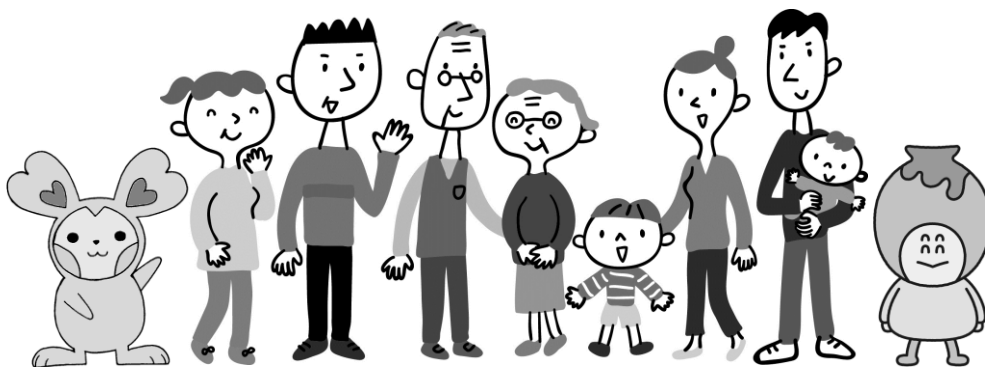
市政だよりやホームページ、分野ごとのガイドブック等を通して、地域福祉関連団体の活動を周知し、市民の認知度の向上を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、民生委員や社会福祉協議会に対する活動支援等を通して、地域福祉関連団体と地域との連携をさらに進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
① 地域福祉関連団体の認知度向上 市政だよりや対象者ごとの施策ガイドブック等による情報提供を通じ、地域福祉関連団体の認知度の向上に努めます。	高齢者支援課 障害者支援課 こども保育課 家庭支援課
② 市民と地域福祉関連団体の連携促進 みんなで地域づくりセンターのコーディネート活動により、市民と地域福祉関連団体の連携を促進します。	シティセールス推進課
③ 社会福祉協議会への運営支援 「共助」の推進の中心的な役割を担う、社会福祉協議会の運営支援を行います。	福祉政策課
④ 民生委員への支援 地域におけるひとり親家庭や一人暮らし高齢者等の生活状況を把握し、地域の良き相談相手、関係機関へのつなぎ役を担う民生委員の活動を支援します。	福祉政策課 高齢者支援課 家庭支援課
⑤ 「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会※」の開催 「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携や相談体制等の機能充実を図ります。また、虐待についての通告の義務について、市民への周知・啓発を行います。	家庭支援課
⑥ 地域包括ケアシステムの構築 地域における様々なサービスが、高齢者のニーズや状態に応じて包括的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの構築を図ります。	高齢者支援課
⑦ 高齢者の虐待防止、早期発見・対応の推進 高齢者の虐待防止、早期発見・対応を図るために、高齢者虐待防止ネットワーク会議※の開催や地域包括支援センターとの連携を図ります。	高齢者支援課
⑧ 障害者自立支援協議会と連携した相談支援ネットワークの構築 障害者自立支援協議会と連携し、地域の関係機関等による相談支援ネットワークを構築することで、地域での支え合いを推進します。	障害者支援課

⑨ 地域の教育力を教育活動に生かす支援体制づくり

保護者や地域の人材等、地域の教育力を各学校の教育活動に生かすため、各校に調整役として「地域コーディネーター」を位置付け、支援体制づくりを図ります。

指導課



モモちゃん

四街道市社会福祉
協議会
イメージキャラクター

よつぼくん

四街道市
「ドラマチック四街道
プロジェクト」
ナビゲーター

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、事業者・関係機関、市民の協働が欠かせません。そのため、これら4者による連携を基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行っていくことが重要です。

主 体	役 割
市	本計画の理念を踏まえ、各施策を展開していきます。 必要に応じて関係機関と連携を図ります。
市社会福祉協議会	「地域福祉計画」と車の両輪の関係にある「地域福祉活動計画」の事業を展開するとともに、当該活動計画に基づき実際に地域の人たちが活動するための仕組みづくりや支援を地域の中で進めていきます。
市民一人ひとり・ 地域・事業者	第4章の「地域づくりの取り組み」で取り上げた内容を参考に、地域の人たちが地域特性を踏まえ、目指したい姿を共有し、協働で地域福祉の取り組みを進めていきます。

2. 計画の進行管理

四街道市地域福祉計画の効率的かつ効果的な推進及び改善を図るためには、第4章に掲げた6つの基本目標の着実な推進が重要となります。このためには、本計画と行政評価、各個別計画の連携による「PDCAサイクル（計画[Plan]—実施[Do]—評価[Check]—改善[Action]）」の確立を図ります。

また、市の諮問機関である「四街道市保健福祉審議会」に本計画の推進状況を報告し、意見をいただきながら、地域福祉計画の推進を図ります。

資料編

1. 計画の策定経過

年 月 日	項 目	内 容（計画策定関係）
平成 27 年 5月 19日	第1回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 諮問 ■ 第2次四街道市地域福祉計画の概要、策定スケジュール及び市民アンケート調査（案）について ■ 部会の設置について
平成 27 年 6月8日～23日	市民福祉意識アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上の市内在住の方対象
平成 27 年 6月9日～24日	地域福祉関連団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四街道市内で活動する地域福祉関連団体対象
平成 27 年 7月6日～7日	地域福祉関連団体意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四街道市内で活動する地域福祉関連団体対象
平成 27 年 8月 12日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行計画の実施状況について ■ 市民アンケート及び団体アンケート調査結果について ■ 計画策定に係る地域福祉関連団体との意見交換会の結果について
平成 27 年 8月 25日	第1回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行計画の実施状況について ■ 市民アンケート及び団体アンケート調査結果について ■ 計画策定に係る地域福祉関連団体との意見交換会の結果について
平成 27 年 10月 26日	第2回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次四街道市地域福祉計画骨子（案）について
平成 27 年 11月 12日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次四街道市地域福祉計画（素案）について
平成 27 年 11月 27日	第3回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次四街道市地域福祉計画（素案）について
平成 27 年 12月 14日～ 平成 28 年 1月 12日	パブリックコメント	
平成 28 年 1月 28日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次四街道市地域福祉計画（案）について

平成 28年 2月8日	第4回地域福祉部会	■ 第2次四街道市地域福祉計画（案）について
平成 28年 2月22日	第3回保健福祉審議会	■ 答申

※第2回保健福祉審議会は、第2次四街道市地域福祉計画とは異なる議題のため省略しています。

2. 策定体制

(1) 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員(特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 委員名簿

■四街道市保健福祉審議会

(任期：H26.5.1 ~H28.4.30)

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	
	大淵 義明	
	江口 勝善	
保健関係	金子 恵子	
	有川 良子	
福祉関係	岡田 はる美	
	秋山 峰子	
	原 多喜夫	副会長
	中村 修治	
医療関係	柴 忠明	会長
	大内 健太郎	
	島 万里子	
市民代表	栗原 直也	H27.11.30 まで
	伊佐 勉	
	飛田 周彬	

順不同・敬称略

■地域福祉部会

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	副部会長
	江口 勝善	
保健関係	有川 良子	
福祉関係	岡田 はる美	
	秋山 峰子	
	原 多喜夫	部会長
医療関係	柴 忠明	
市民代表	栗原 直也	H27.11.30 まで
臨時委員	荒井 勤	
	積田 雅和	

順不同・敬称略

(3) 四街道市地域福祉計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 第2次四街道市地域福祉計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を策定するため、四街道市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉サービス部長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉サービス部福祉政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別 表

福祉サービス部長
経営企画部次長(政策調整担当)
総務部次長(政策調整担当)
福祉サービス部次長(政策調整担当)
健康こども部次長(政策調整担当)
環境経済部次長(政策調整担当)
都市部次長(政策調整担当)
教育部次長(政策調整担当)
消防本部次長(政策調整担当)

3. 用語解説

■あ行

愛の一声運動

青少年の問題行動や非行の未然防止のため、青少年補導委員等の地域の大人達が、街頭で青少年を見守り、声かけを行う。

NPO

営利を目的とせず、市民等が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う組織。

■か行

介護保険制度

介護が必要になっても安心して生活できるよう、介護を社会全体で支えるための社会保険制度。あらかじめ保険料を負担し、寝たきりや認知症等で介護が必要になった時に、要介護（要支援）認定申請を行い、認定後、利用者や家族の選択でホームヘルプサービスやデイサービス等の介護サービスを受けることができる。

言語聴覚士

言語機能や摂食機能、聴覚等に障害のある人に対し、リハビリテーションや助言・指導等の援助を行う専門職。

権利擁護

認知症の進行や、知的な遅れがある、心に病気がある等により、自分で判断することが十分でない人が、その人らしく住み慣れた地域で生活できるように、必要な権利を主張できるように守ること。

高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るための行政・関係機関・地域団体のネットワーク。虐待を未然に防ぐシステムづくりや個々の虐待ケースへの支援を行う。

子育てサロン

地域の集会所等を利用して、子育て中の親子が集い、地域の仲間づくりや情報交換等を行う交流の場。

こども 110 番の家

子どもが誘拐、暴力、痴漢等、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきた時、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡して、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

■さ行

市長申し立て

物事を判断する能力が十分ではない人であって、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人の権利を守る援助者がいない等の理由で申し立てができない場合に、市長が本人や親族に代わって後見開始等審判の申し立てを行う。

児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会

子どもの虐待の早期発見と支援のための協議会。福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関で組織される。

シニア憩いの里

高齢者の生きがいを推進し、高齢者等が自由に集い交流できることを目的とする施設。地域の住民により設置・運営される。

シニアクラブ

スポーツやレクリエーション、文芸・技芸の作品展等、地域での生活を豊かにするための高齢者の自主的なクラブ。

市民安全パトロール隊

市の地域防犯活動の一つ。青色の回転灯を装備した自動車による定期的な市内パトロールを実施している。

社会福祉法

社会福祉に関する基本事項を定めた法律。社会福祉の目的や理念、福祉サービスに共通する基本的事項等を規定している。

生涯学習生きがいをづくりアシスト事業

市民が自主的に「学びたい、体験したい」と思ったときに、他の市民が講師役としてアシスト（手助け）する市の事業。芸術、文化、スポーツ、家庭生活等幅広い分野がある。

生涯学習まちづくり出前講座

市職員が講師として出向いて、市の事業や政策等について講座を開催する事業。

障害者相談支援事業所

障害のある人や家族等からの相談に、常勤の相談支援専門員がそれぞれ個別に対応し、必要な情報の提供や助言を行う総合支援事業所。

小児精神科医

小児精神を学んだ精神科医や小児科医。子どもの発達障害や学習障害、社会恐怖症（ひきこもり）等の診療・治療を行う。

青少年育成センター

青少年の健全育成と非行防止を目的とする活動を行う施設。20歳未満の青年を対象に、補導活動や相談活動、環境浄化活動、啓発活動等を行っている。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

成年後見制度

認知症の進行や、知的な遅れがある、心に病気がある等により、判断能力が不十分な方々の法的、経済的な権利を守るため、家庭裁判所より選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に、本人に代わって契約を行う、取り消す等の権利を与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス、エスエヌエス）

インターネット上で Social(社会的)な Network(組織)を築くサービスで、参加者が互いに情報交換したりコミュニケーションをとることができる。

総合型地域スポーツクラブ

多種目、多世代、様々なレベルで、身近にスポーツを親しむことのできる、地域住民主体のスポーツクラブ。

■た行

地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

地域の身近な場所において、子育て親子の交流の場の提供、地域における子育て全般に関する支援を行う拠点。市では保育所に併設している「子育て支援センター」や、公共施設を利用して行う「つどいの広場」がある。

地域コーディネーター

学校と地域住民間の調整役として活動する保護者や地域住民。地域コーディネーター会議を通して、地域に根ざした学校づくりの活動を行う。

地域包括支援センター

地域の高齢者やその家族等の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントや権利擁護等を総合的に行う地域の中核機関。各市町村に設置される。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が中心となり、それぞれの専門性を生かした業務を行う。

地域密着型サービス

身近な市町村で地域の特性に応じて提供される介護保険サービス。利用者は原則、各市町村に在住している人に限られる。サービスの種類として、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）等がある。

地区社会福祉協議会

市町村の学校区や町内会・自治会単位で組織される社会福祉協議会。高齢者等とのふれあい交流や子育てサロンなど、地域に根差した福祉活動を行っている。市では、昭和 58 年に設置された小地域社会福祉協議会を基礎として、現在、市内に 6 つの地区社会福祉協議会が組織されている。

■な行

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする応援者のことで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため厚生労働省が始めた取り組み。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

■は行

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、小学生までの子どもに対する相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。活動例として、「保育所・幼稚園までの送迎」「外出、急用等による子どもの預かり」などがある。

福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を公表することから、利用者に対して適切な情報を提供することができる。

福祉避難所

大規模災害発生後、避難所に避難した高齢者や障害のある人等が避難所での生活に支障を来し、特別な支援や配慮を必要とする場合に開設される避難所。老人ホーム等、バリアフリーに配慮した高齢者施設を活用することが多い。

保健師

地域の健康教育や保健指導等により、疾病予防等の公衆衛生活動を行う地域看護の専門家。

ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置されたボランティア活動の育成・援助と活動を支援する連絡調整を行う組織。

■ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、高い人格識見を持ち、社会福祉の増進に熱意がある人が、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、自らも地域住民の一員として、住民の生活上の様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担う。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、親の子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。

みんなで地域づくりセンター

市における市民協働の中核施設。地域づくりコーディネーターが設置されており、地域課題等の解決に向けて取り組む団体の支援や、地域づくり情報の収集、提供等を行う。

■や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（設計・計画）」という意味であり、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、可能な限り最大限使いやすい製品や施設、生活環境をデザインすること。

■ら行

臨床心理士

精神疾患や心身症等、精神的健康の保持・増進・教育活動を行う心理職専門家。

第2次四街道市地域福祉計画

平成28年3月発行

四街道市 福祉サービス部 福祉政策課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL : 043-421-6121

FAX : 043-424-2011
